

3.2 関係法令等の指定及び規制等

3.2.1 関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容

(1) 大気質に係る規制

1) 環境基準等

「環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、「大気汚染に係る環境基準(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)」が表3.2.1-1に示すとおり定められている。また、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年2月4日環境庁告示第4号)」を表3.2.1-2に、「ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年12月27日環境庁告示第68号)」を表3.2.1-3に、「微小粒子状物質に係る環境基準(平成21年9月9日環境省告示第33号)」を表3.2.1-4に示す。

表 3.2.1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3：二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典1：「大気汚染に係る環境基準」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最終改正 平成8年環境庁告示第73号)

2：「二酸化窒素に係る環境基準」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最終改正 平成8年環境庁告示第74号)

表 3.2.1-2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最終改正 平成30年11月19日環境省告示第100号)

表 3.2.1-3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注1：大気の基準値は、年間平均値とする。

2：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月環境庁告示第68号、最終改正 令和4年環境省告示第89号）

表 3.2.1-4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

注1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質に係る環境基準」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

2) 大気汚染防止法等

対象事業は、「大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)」（以下、「大気法」という。）及び「沖縄県生活環境基本条例(平成20年12月26日条例第43号)」（以下、「県条例」という。）に定めるばい煙発生施設(廃棄物焼却炉)に該当する。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号)」に定める特定施設(廃棄物焼却炉)に該当する。

①硫黄酸化物に係る排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定められる排出許容量で、次式により求められる。

なお、浦添市のK値は「9.0」になる。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物排出許容量(0℃1気圧の状態に換算した m³N/h)

K：地域の区分ごとに掲げる値(表 3.2.1-5 参照)

He：補正された排出口の高さ(m)

表 3.2.1-5 各市町村におけるK値

Kの値	区 域
9.0	那覇市、宜野湾市、浦添市、うるま市(石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川一丁目、石川二丁目、石川、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苧、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名、与那城屋平及び与那城の区域に限る。)、金武町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町
13.0	糸満市、沖縄市、うるま市(勝連内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名の区域に限る。)、豊見城市、恩納村、宜野座村、読谷村、嘉手納町、南風原町
17.5	その他の区域

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成28年4月、沖縄県環境部環境保全課)

②有害物質に係る排出基準

法律及び条例で定められた有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設の種類ごとに定められており、表 3.2.1-6(有害物質：大気法)、表 3.2.1-7(有害物質：県条例)、表 3.2.1-8(窒素酸化物：大気法のみ)に示す。

窒素酸化物及び塩化水素の排ガス中の濃度については、次式により算出する。

a. 窒素酸化物(大気法)

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 窒素酸化物の濃度(ppm)

O_n : 施設ごとに定められた値(残存酸素濃度)(%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)

C_s : JIS K 0104 で測定された濃度(ppm)

b. 塩化水素(大気法)

$$C = \{9 / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 塩化水素の濃度(mg/Nm³)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%)

C_s : JIS K 0107 で測定された濃度(mg/Nm³)

表 3.2.1-6 大気汚染防止法による有害物質の排出基準

物質名	ばい煙発生施設	定量物質	排出基準 (mg/m ³)
カドミウム及びその化合物	カドミウム顔料などの乾燥施設 カドミウム化合物を原料とするガラス製造用の焼成炉、溶融炉	カドミウム	1.0
	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		
鉛及びその化合物	銅・鉛・亜鉛の精錬用の焙焼炉、溶鋳炉	鉛	30
	鉛の二次精錬・二次製品(管、板、線、鉛蓄電池、鉛系顔料)用の溶鋳炉		10
	鉛ガラス用の焼成炉、溶融炉		20
塩素及び塩化水素	塩素反応施設・吸収施設など	塩素	30
	塩素反応施設・吸収施設など		80
	廃棄物焼却炉	塩化水素	700
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	アルミニウム精錬電解炉(排出口)	フッ素	3.0
	アルミニウム精錬電解炉(天井系)		1.0
	フッ化物を用いるガラス焼成炉、溶融炉 リン、リン酸、リン酸肥料製造用などの反応施設、濃縮施設、溶解炉の一部、フッ酸、トリポリリン酸ソーダ製造用の施設の一部(吸収施設など)		10
	過リン酸石灰製造用の反応施設など		15
	リン酸肥料製造用の焼成炉、平炉		20
窒素酸化物	表 3.2.1-8 による		

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成 28 年 4 月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2.1-7 沖縄県生活環境保全条例による有害物質の排出基準

大気有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0mg
塩素		30mg
塩化水素	別表第 1*の 4 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700mg
	別表第 1*の 4 の項以外の項に掲げる施設	80mg
フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素	フッ素として	10mg
鉛及びその化合物	鉛として	20mg

※：後掲表の[参照 2]沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設(別表第 1)を参照

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」(平成 21 年 9 月沖縄県規則第 49 号、最終改正 令和 4 年 3 月沖縄県規則第 14 号)

表 3.2.1-8 大気汚染防止法による窒素酸化物の排出基準(廃棄物焼却炉)

番号	ばい煙発生施設の種類	規模(湿り最大定格排ガス量万 m ³ /h)	残存酸素濃度 O _n (%)	排出基準値(ppm)						
				昭和 48 年 8 月 9 日までに設置された施設	昭和 48 年 8 月 10 日から 50 年 12 月 9 日までに設置された施設	昭和 50 年 12 月 10 日から 52 年 6 月 17 日までに設置された施設	昭和 52 年 6 月 18 日から 54 年 8 月 9 日までに設置された施設	昭和 52 年 6 月 18 日から 52 年 9 月 9 日までに設置された液体燃焼小型ボイラー	昭和 54 年 8 月 10 日から 58 年 9 月 9 日までに設置された施設	昭和 58 年 9 月 10 日から 62 年 3 月 31 日までに設置された施設
①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)	4 以上	12%	900			450		450	
		4 未満					900			
②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉)	4 以上	12%	900			250		250	
		4 未満					900			
③	廃棄物焼却炉(連続炉①、②以外)	4 以上	12%	300			250		250	
		4 未満					300			
④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4 以上	12%						250	

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成 28 年 4 月、沖縄県環境部環境保全課)

③ばいじんに係る排出基準

ばいじんに係る排出基準を表 3.2.1-9(大気法)、表 3.2.1-10(県条例)に示す。
ばいじん量は、次式により算出された量とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : ばいじんの量(g)

O_n : 表 3.2.1-9 中、残存酸素濃度 O_n の欄に記載された値

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(20%を超える場合は 20%とする。)

C_s : JIS Z 8808 に定める方法により測定されたばいじん量(g)

表 3.2.1-9 大気汚染防止法によるばいじんの排出基準(廃棄物焼却炉)

施設名	規模(湿り最大定 格排ガス量 万 m ³ _N /h)	本則		付則
		一般 (g/m ³ _N)	O _n (%)	一般
廃棄物 焼却炉	(焼却能力) 4t 以上	0.04	12	既設(H10.6.30 以前)のもの 0.08
		0.08		既設(H10.6.30 以前)のもの 0.15
		0.15		既設(H10.6.30 以前)のもの 0.25

出典：「大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)届出の手引き(Ver2.4)」(平成 28 年 4 月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2.1-10 沖縄県生活環境保全条例によるばいじんの排出基準

項	施設名	ばいじんの量
1	別表第 1 ^{*1} の 1 の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼 ^{*2} させるもの	0.30g
2	別表第 1 ^{*1} の 1 の項に掲げるボイラーのうち石炭(1kg 当たり発熱量 5,000 キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	0.80g
3	別表第 1 ^{*1} の 1 の項に掲げるボイラーのうち前 2 項に掲げるもの以外のもの	0.40g
4	別表第 1 ^{*1} の 2 の項に掲げる溶解炉	0.40g
5	別表第 1 ^{*1} の 3 の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	0.80g
6	別表第 1 ^{*1} の 3 の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	0.60g
7	別表第 1 ^{*1} の 2 の項に掲げる溶解炉のうちるつば炉	0.50g
8	別表第 1 ^{*1} の 3 の項に掲げる焼成炉及び溶融炉のうち前 3 項に掲げるもの以外のもの	0.40g
9	別表第 1 ^{*1} の 4 の項に掲げる反応炉及び直火炉	0.40g
10	別表第 1 ^{*1} の 5 の項に掲げる廃棄物焼却炉	0.70g

※1：後掲表の[参照 2]沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設(別表第 1)を参照

※2：専焼とは、ボイラーなどで、特定の燃料のみを使用すること。

備考 1：ばいじんの量は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1m³当たりの量とする。

2：ばいじんの量は、規格 JISZ8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は、含まれないものとする。

3：ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1 工程の平均の量とする。

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」(平成 21 年 9 月沖縄県規則第 49 号、最終改正 令和 4 年 12 月沖縄県規則第 41 号)

[参照 1] 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設(令別表第 1(第 2 条関係))

一	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、及び煅焼炉(一四の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四	金属の精錬用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)	
五	金属の精製又は鑄造用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。が一平方メートル以上であるか、羽口断面面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。以下同じ。が一〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
六	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用に供する加熱炉	
七	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造用に供する加熱炉	
八	石油の精製用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
八の二	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
九	窯業製品の製造用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
一〇	無機化学工業品又は食料品の製造用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)、及び直火炉(二六の項に掲げるものを除く。)	
一一	乾燥炉(一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。)	
一二	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用に供する電気炉	変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。
一三	廃棄物焼却炉	火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
一四	銅、鉛又は亜鉛の精錬用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり一〇・五トン以上であるか、火格子面積が一〇・五平方メートル以上であるか、羽口断面面積が一〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。
一五	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用に供する乾燥施設	容量が一〇・一立方メートル以上であること。
一六	塩素化エチレンの製造用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
一七	塩化第二鉄の製造用に供する溶解槽	
一八	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限り。の用に供する反応炉)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。
一九	化学製品の製造用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。
二〇	アルミニウムの製錬用に供する電解炉	電流容量が三〇キリアンペア以上であること。
二一	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限り。の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉)	原料として使用する燐鉱石の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
二二	非酸の製造用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。
二三	トリポリ磷酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限り。の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉)	原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二四	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)、又は鉛の管、板若しくは線の製造用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。
二五	鉛蓄電池の製造用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
二六	鉛系顔料の製造用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が一〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。
二七	硝酸の製造用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。
二八	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。
二九	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三〇	ディーゼル機関	
三一	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上であること。
三二	ガソリン機関	

出典：「大気汚染防止法施行令」(昭和 43 年 11 月政令第 329 号、最終改正 令和 3 年 9 月政令第 275 号)

[参照 2]

沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設(別表第 1)

ばい煙発生施設

項	施設名	規模又は能力
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)	日本工業規格(以下「規格」という。)B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、5 平方メートル以上 10 平方メートル未満であること。
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(電気炉、転炉、平炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が、0.5 平方メートル以上 1 平方メートル未満であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が、0.2 平方メートル以上 0.5 平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上 50 リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が 100 キロボルトアンペア以上 200 キロボルトアンペア未満であること。
3	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉(電気炉及び希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	火格子面積が 1 平方メートル以上 2 平方メートル未満であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上 200 キログラム未満であること。
4	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(希硫ガスを燃料として専焼させるものを除く。)	
5	廃棄物焼却炉	

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」(平成 21 年 9 月沖縄県規則第 49 号、最終改正 令和 4 年 12 月沖縄県規則第 41 号)

④水銀に係る排出基準

水銀に係る排出基準を表 3.2.1-11(大気法)に示す。

表 3.2.1-11 大気汚染防止法による水銀の排出基準(廃棄物焼却炉)

対象施設	対象規模	排出基準(μg/m ³) ※1, 2	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第 7 条第 5 号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積が 2m ² 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

※1：環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、0℃、1 気圧の状態における排出ガス 1 m³中の量に換算したもの。本単位について以下同じ。

2：標準酸素濃度補正に用いる標準酸素濃度は以下のとおり。石炭燃料ボイラー 6%、セメントクリンカー製造用焼成炉 10%、廃棄物焼却炉・水銀含有污泥等焼却炉 12%

出典：「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)

⑤ダイオキシン類に係る排出基準

ダイオキシン類に係る排出基準を表 3.2.1-12(大気法)に示す。

表 3.2.1-12 大気汚染防止法によるダイオキシン類の排出基準(廃棄物焼却炉)

(単位：ng-TEQ/m³N)

特別施設種類	施設規模(焼却能力)	新設施設基準(平成14年12月1日から当分の間)	既設施設基準(平成14年11月30日まで)
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	80
	2t/h-4t/h	1	80
	2t/h未満	5	80

※許容濃度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 105 号)

(2) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)」は、生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域(悪臭規制地域)内にある工場、その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について規制している。悪臭規制地域内における改善勧告や改善命令、特定悪臭物質濃度又は臭気指数の測定、報告の徴収及び立入検査は、市町村長が行っている。

令和3年度末現在、知事及び市長は悪臭防止法に基づき、11市7町5村の計23市町村で悪臭規制地域を指定しており、「特定悪臭物質規制」に係る地域と、「臭気指数規制」に係る地域がある。

特定悪臭物質規制を行っている市町村を表3.2.1-13に、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質規制基準を表3.2.1-14に示す。

表 3.2.1-13 特定悪臭物質規制を行っている市町村

市町村
石垣市、本部町、西原町、北中城村、

出典：「令和4年度版沖縄県環境白書(令和3年度報告)」(令和5年3月、沖縄県環境部環境政策課)

表 3.2.1-14 特定悪臭物質規制基準

(敷地境界線上における規制基準)

(単位：ppm)

	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	スチレン	二硫化メチル	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル古草酸
A区域	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.05	0.4	0.009	0.03	0.001	0.0009
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.1	0.8	0.03	0.07	0.002	0.002
	イソ古草酸	プロピオンアルデヒド	ノルマルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルアルデヒド	イソバレルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
A区域	0.001	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1
B区域	0.004	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7	3	30	2

出典：「令和4年度版沖縄県環境白書(令和3年度報告)」(令和5年3月、沖縄県環境部環境政策課)

臭気指数規制を行っている市町村を表3.2.1-15に、臭気指数規制基準を表3.2.1-16に示す。

浦添市及び那覇市では、臭気指数規制を行っている。

表 3.2.1-15 臭気指数規制を行っている市町村

市町村
名護市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、宮古島市、南城市、読谷村、北谷町、中城村、東村、恩納村、南風原町、与那原町、八重瀬町、嘉手納町

出典：「令和4年度版沖縄県環境白書(令和3年度報告)」(令和5年3月、沖縄県環境部環境政策課)

表 3.2.1-16 臭気指数規制基準

(敷地境界線上における規制基準 1号基準)

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度(臭気指数)	15	18	21

(気体排出口における規制基準 2号基準)

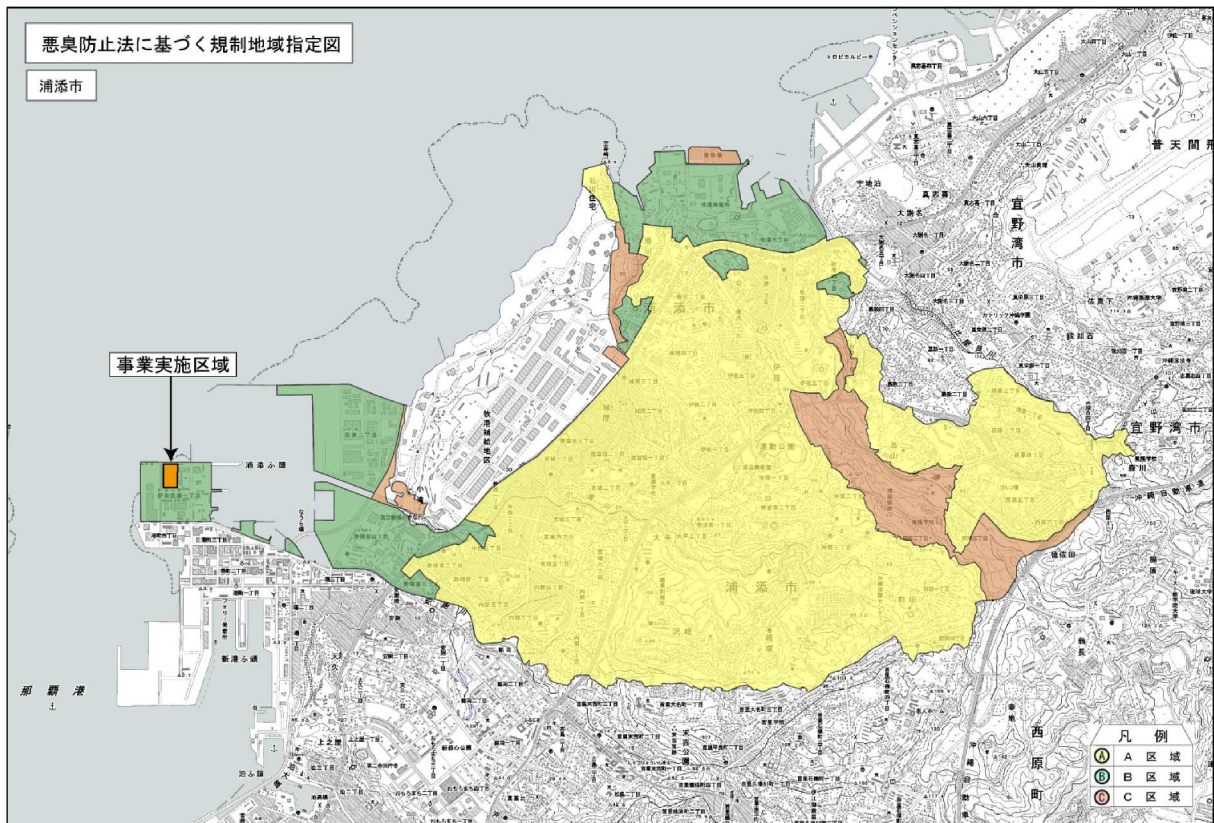
敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度

(排水水における規制基準 3号基準)

敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に規定されている方法により算出した臭気指数

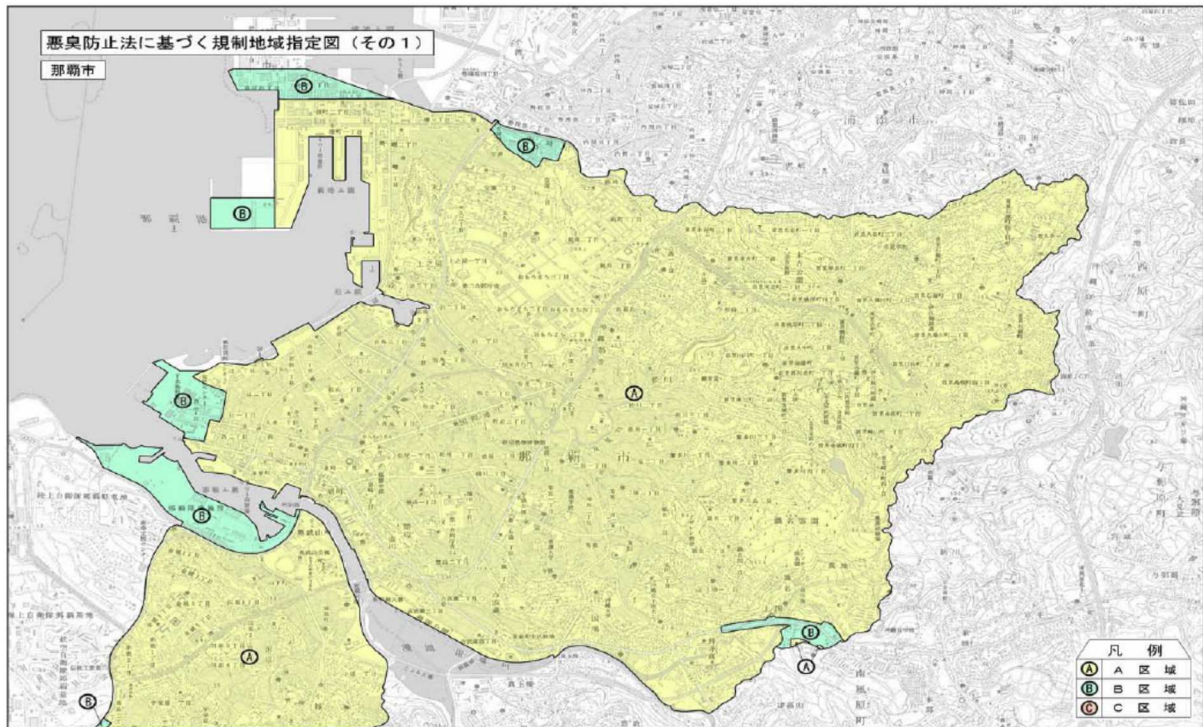
出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年3月30日、浦添市告示第42号)

浦添市と那覇市の規制地域の指定状況を図3.2.1-1～図3.2.1-2に示す。
事業実施区域は、悪臭防止法に基づく規制地域のB区域に指定されている。

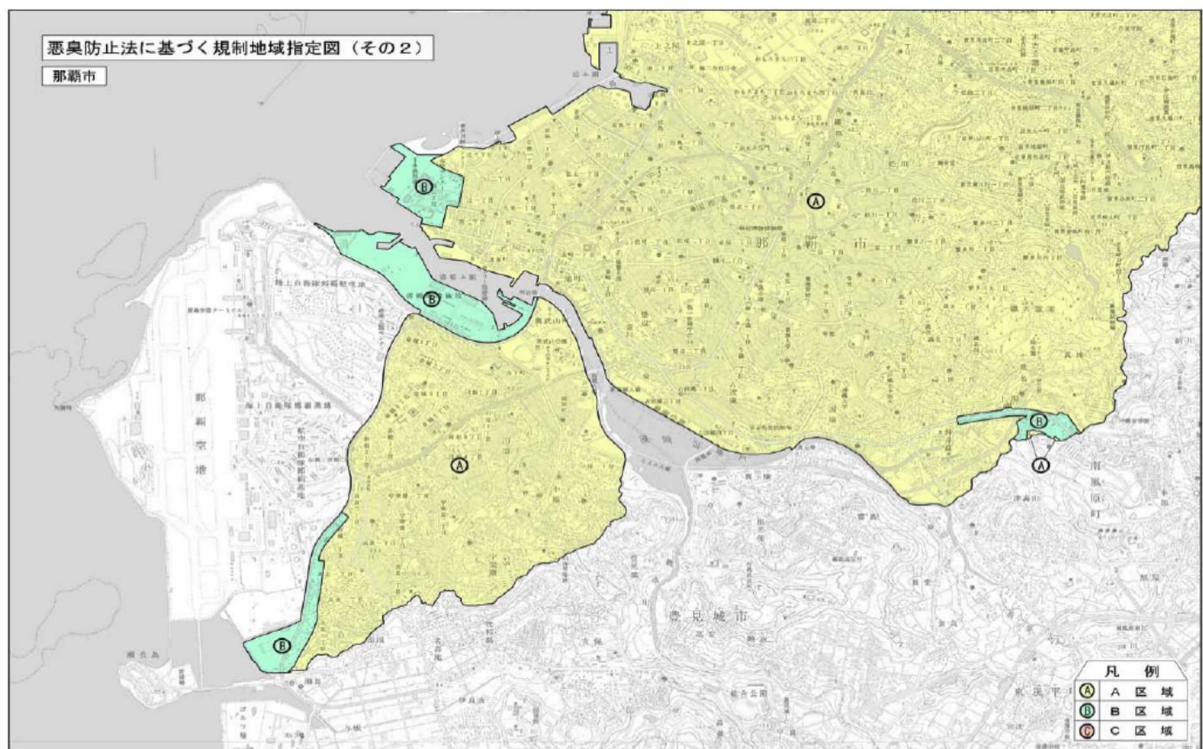


出典：「悪臭防止法に基づく規制地域指定図 浦添市」(平成24年3月30日 浦添市告示第42号)

図 3.2.1-1 悪臭法に基づく規制地域指定図(浦添市)



出典:「悪臭防止法に基づく規制地域指定図(その1) 那覇市」(平成 27 年 3 月 18 日 那覇市告示第 499 号)
 図 3. 2. 1-2(1) 悪臭法に基づく規制地域指定図(那覇市_その1)



出典:「悪臭防止法に基づく規制地域指定図(その2) 那覇市」(平成 27 年 3 月 18 日 那覇市告示第 499 号)
 図 3. 2. 1-2(2) 悪臭法に基づく規制地域指定図(那覇市_その2)

(3) 騒音に係る規制

1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2.1-17 に示す。

浦添市と那覇市の類型指定状況を図 3.2.1-3～図 3.2.1-4 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準類型の C 類型に指定されている。

表3.2.1-17 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

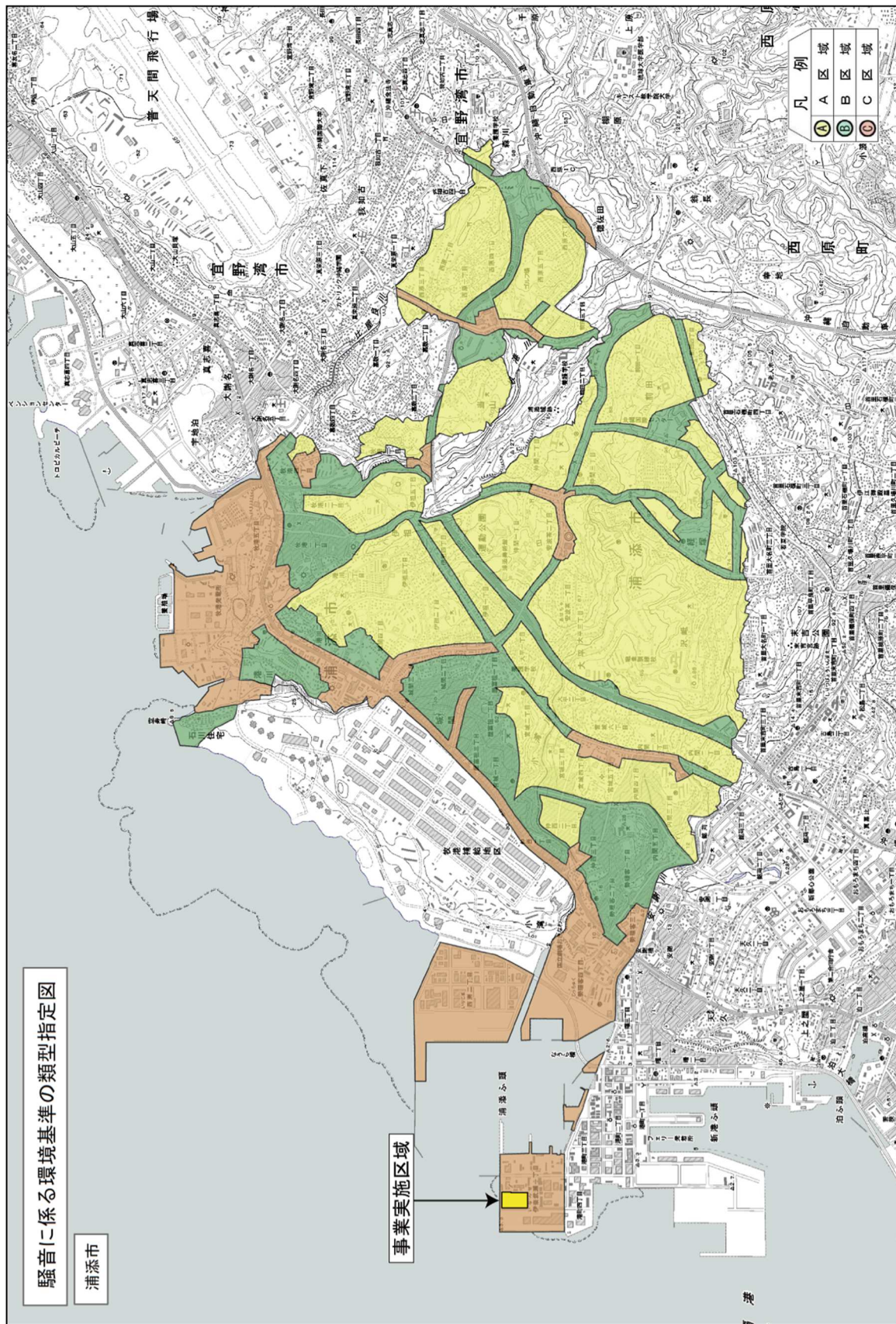
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正平成24年3月30日環境省告示第54号)



出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定図 浦添市」（平成 24 年 3 月 30 日 浦添市告示第 39 号）
 図 3.2.1-3 騒音に係る環境基準類型指定図（浦添市）

那覇市告示第 422 号
平成 29 年 3 月 15 日

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

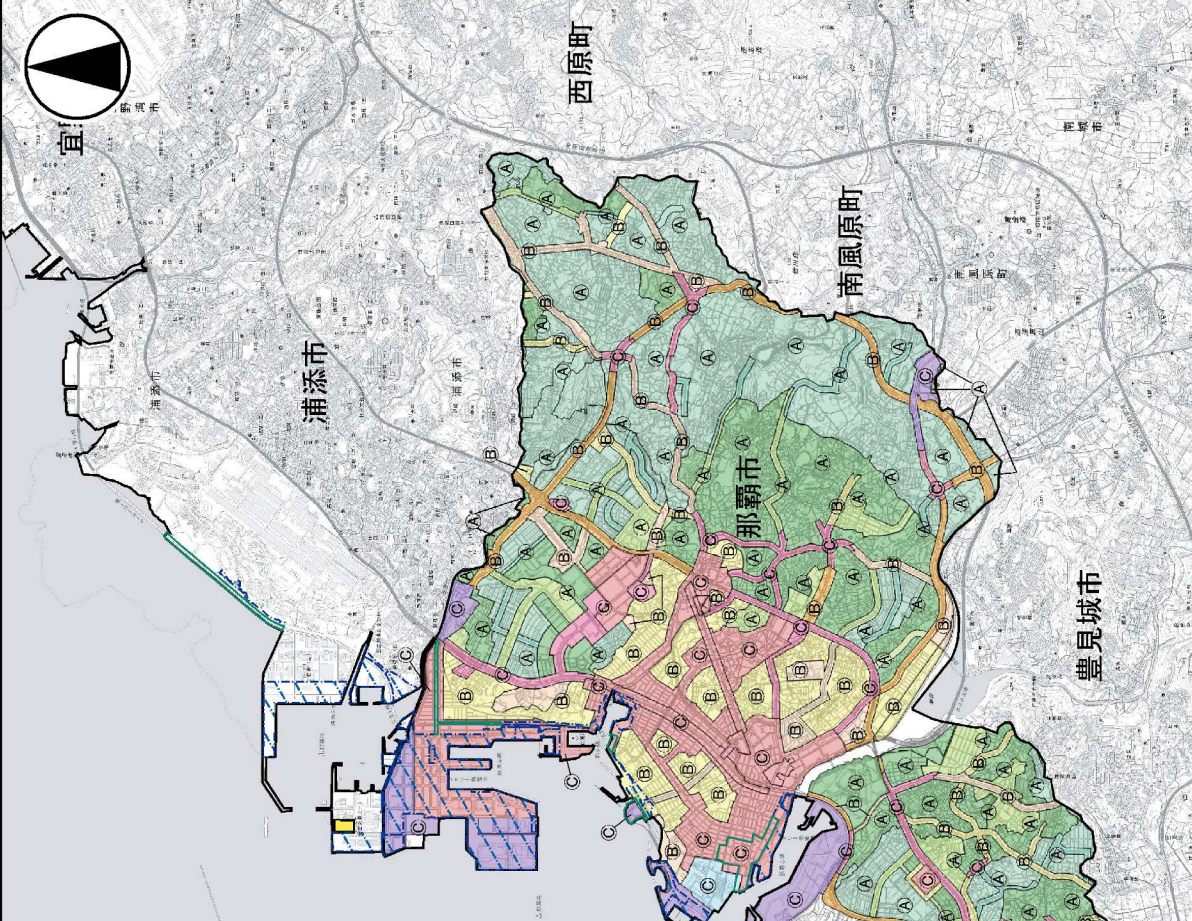
なお、平成 24 年那覇市告示第 161 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。

那覇市長 城 間 幹 子

A 類型	B 類型	C 類型
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

- A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。
- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。
- 港灣法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により分区分に指定された区域は除く。
- 関係図は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。



凡 例

■ 事業実施区域

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

A 類型	B 類型	C 類型
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

■ 那覇港臨港地区・分区分区域
■ 無分区分区域

注 1：港灣法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により分区分に指定された区域は除く。

注 2：告示条文の内容を、那覇市の都市計画図（用途地域）（令和 4 年 3 月時点）に反映し作成したものである。

参考：
「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成 29 年 3 月 15 日 那覇市告示第 422 号）

図 3.2.1-4 騒音に係る環境基準類型指定図（那覇市）

2) 騒音規制法

「騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)」に基づく規制地域の指定及び規制基準の中で、「特定工場等に係る騒音の規制基準」を表 3.2.1-18 に、「自動車騒音の要請限度」を表 3.2.1-19 に、「特定建設作業に係る騒音の規制基準」を表 3.2.1-20 に示す。

浦添市と那覇市の規制地域の指定状況を図 3.2.1-5～図 3.2.1-6 に示す。

事業実施区域は、騒音規制法に基づく規制地域の第 3 種区域に指定されている。

表 3.2.1-18 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域区分	昼間	朝夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注：騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

備考：第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内の規制基準は、この表から 5 デシベル減じた値とする。

出典：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市、平成 24 年 3 月 30 日浦添市告示第 40 号）

表 3.2.1-19 自動車騒音の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

1. a 区域 専ら住居の用に供される区域
2. b 区域 主として住居の用に供される区域
3. c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月総理府令第 15 号、最終改正 令和 2 年 3 月環境省令第 9 号）

表 3.2.1-20 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別	特定建設作業 地域の 区分	くい打機	くい抜機	くい打くい抜機	び よう 打 機	さ く 岩 機	空 気 圧 縮 機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ トラクターショベル ブルドーザー
		基準値	1号・2号	85 デシベル					
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと							
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと							
1日当たりの 作業時間	1号	10時間／日を超えないこと							
	2号	14時間／日を超えないこと							
作業期間	1号・2号	連続6日を超えないこと							
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日でないこと							

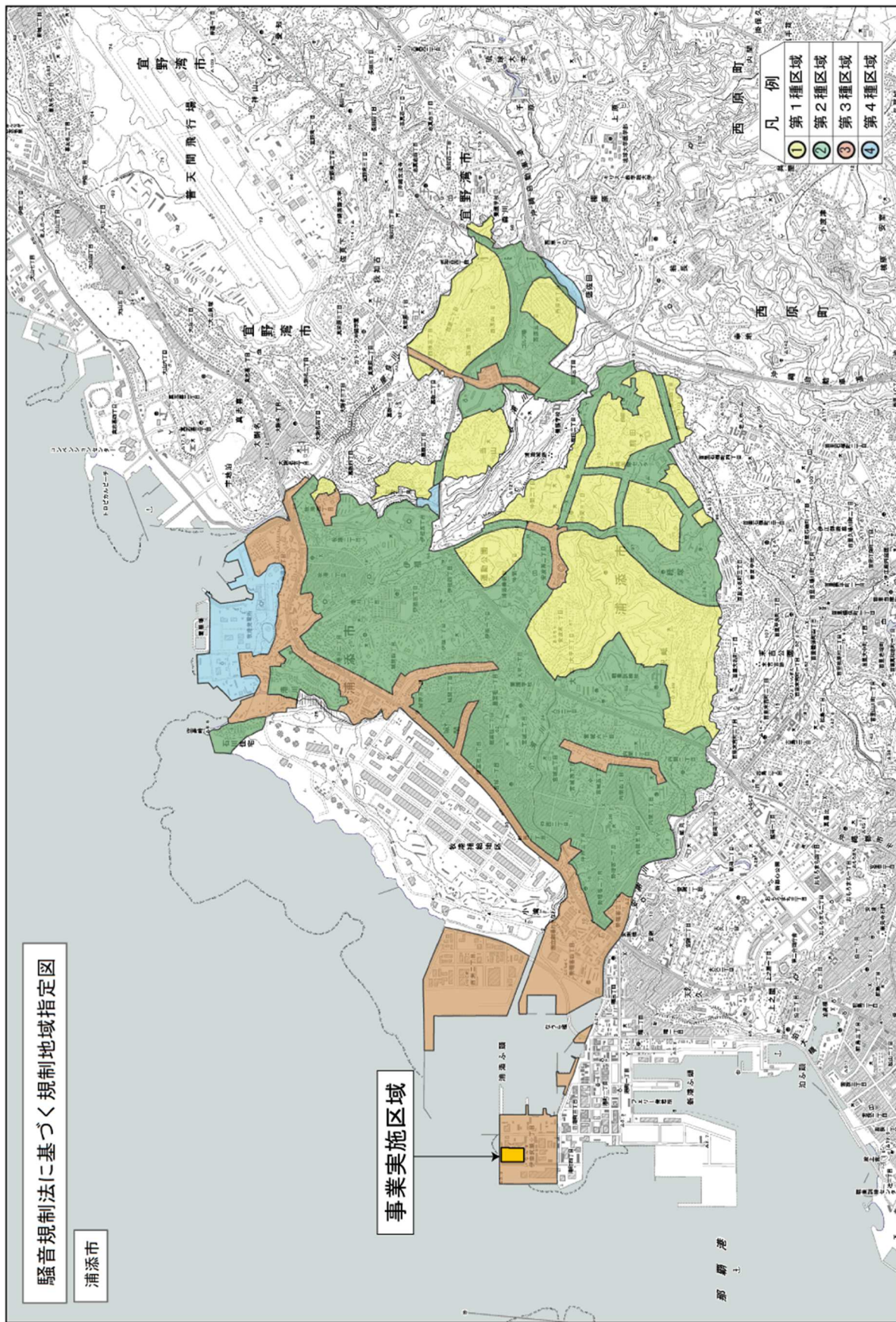
注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2：地域の区分（「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（浦添市、平成24年3月30日浦添市告示第40号）より）

1号：第1種区域、第2種区域及び第3種区域

2号：第4種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内。

出典：「浦添市ホームページ/建設工事関係者の皆様へ(特定建設作業の実施について)」（浦添市、令和5年6月28日アクセス）



出典：「騒音規制法に基づく規制地域指定図 浦添市」（平成24年3月30日 浦添市告示第40号）
 図 3.2.1-5 騒音規制法に基づく規制地域指定図（浦添市）

(4) 振動に係る規制

「振動規制法(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)」に基づく規制地域の指定及び規制基準の中で、「特定工場等に係る振動の規制基準」を表 3.2.1-21 に、「道路交通振動の要請限度」を表 3.2.1-22 に、「特定建設作業に係る振動の規制基準」を表 3.2.1-23 に示す。

浦添市と那覇市の規制地域の指定状況を図 3.2.1-7～図 3.2.1-8 に示す。

事業実施区域は、振動規制法に基づく規制地域の第 2 種区域に指定されている。

表 3.2.1-21 特定工場等に係る振動の規制基準

区域区分	昼間	夜間
	(午前 8 時から午後 7 時まで)	(午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：振動の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

備考：第 1 種及び第 2 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内の規制基準は、この表から 5 デシベル減じた値とする。

出典：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成 24 年 3 月、浦添市告示第 41 号)

表 3.2.1-22 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	(午前 5, 6, 7, 8 時～ 午後 7, 8, 9, 10 時)	(午後 7, 8, 9, 10 時～ 翌日の午前 5, 6, 7, 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
2. 第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月総理府令第 58 号、最終改正 令和 3 年 3 月環境省令第 3 号)

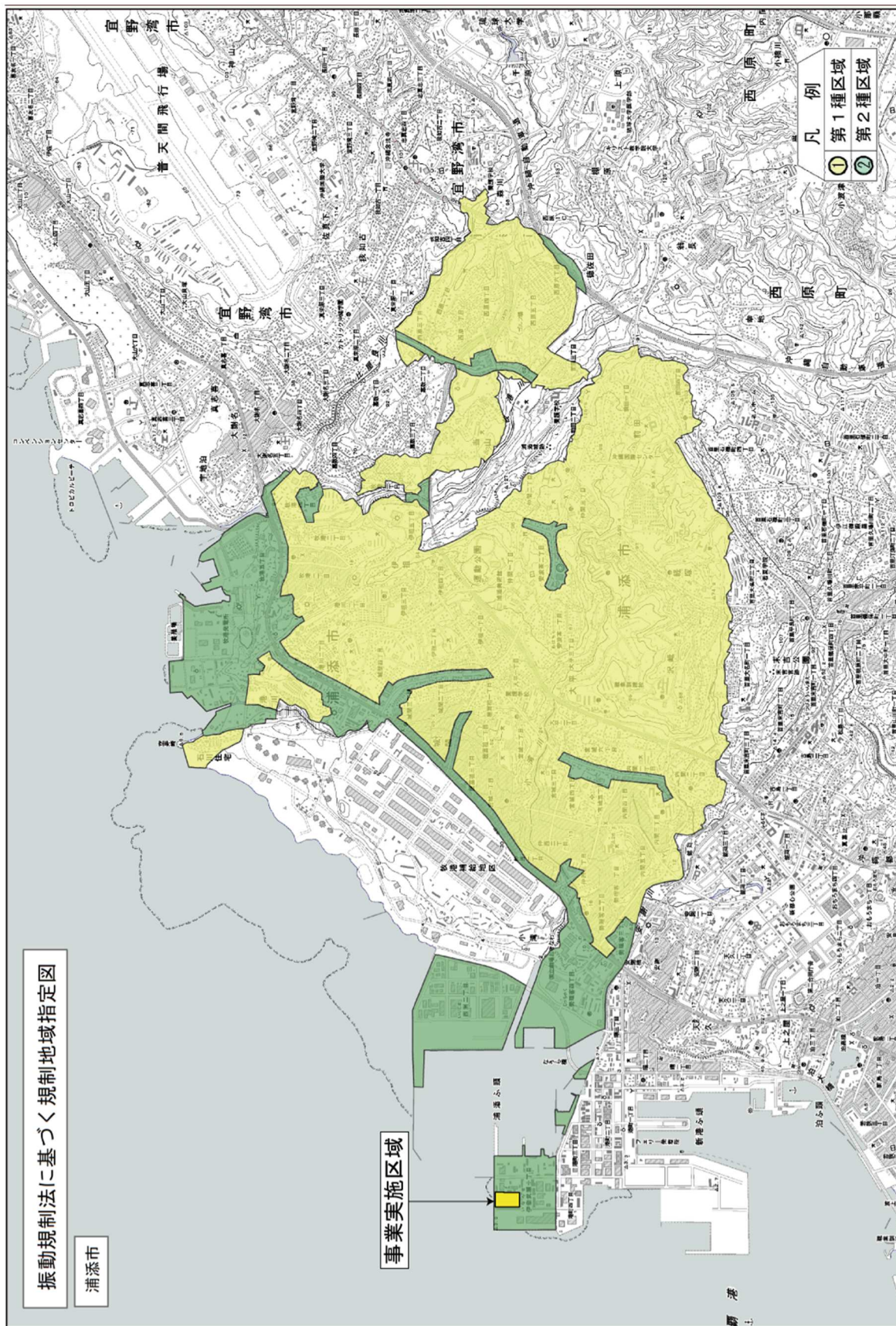
表 3.2.1-23 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	特定建設作業 地域の 区分		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	鋼球を使用して 建築物その他の 工作物を破壊す る作業	舗装版破碎機を使 用する作業	ブレーカーを使用 する作業
	基準値	1号・2号	75 デシベル			
作業時間	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと				
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと				
1日当たりの 作業時間	1号	10時間／日を超えないこと				
	2号	14時間／日を超えないこと				
作業期間	1号・2号	連続6日を超えないこと				
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日でないこと				

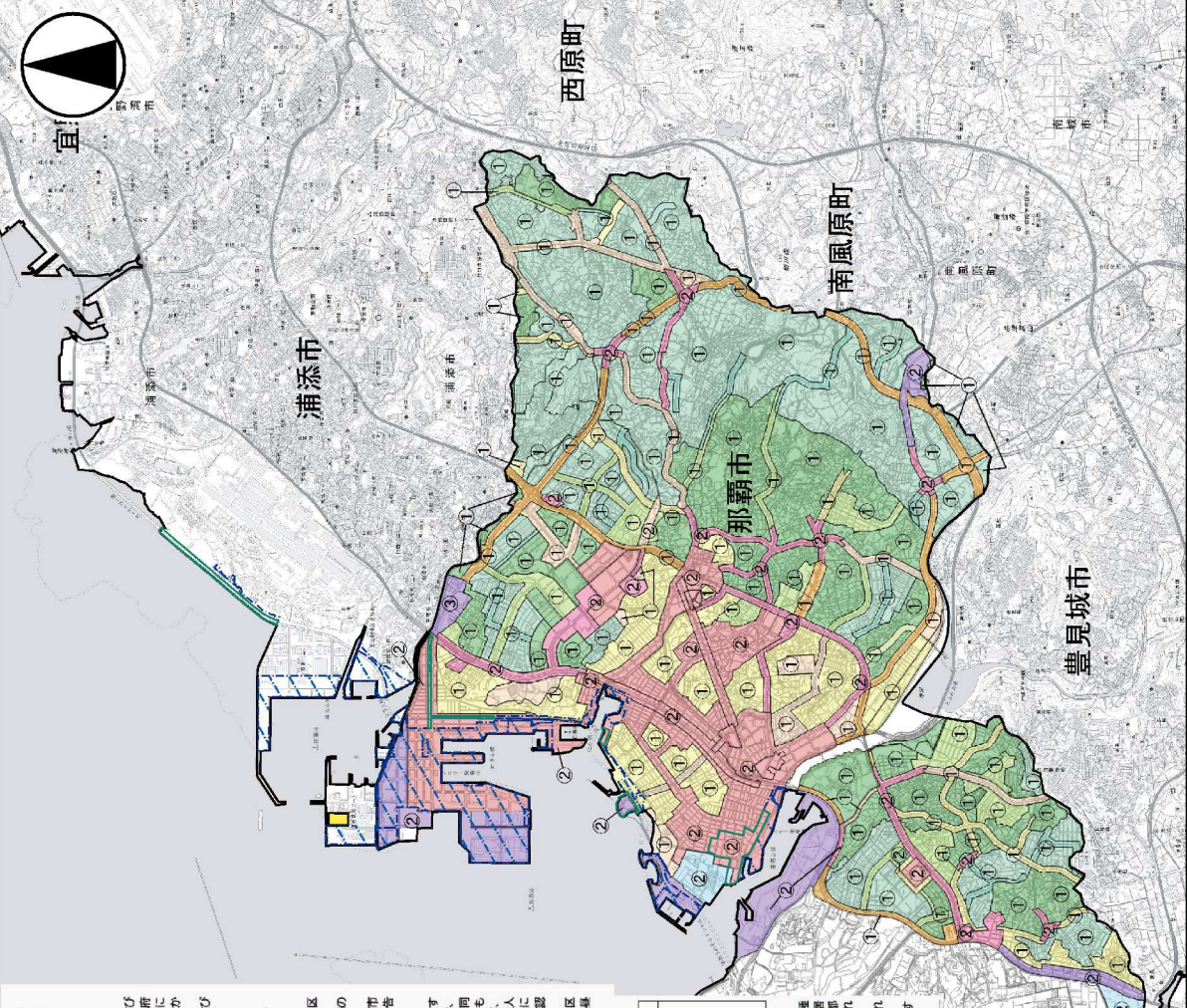
注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2：第1号区域及び第2号区域とは、「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月、浦添市告示第41号）により指定された第1種区域、第2種区域の事を示す。

出典：「浦添市ホームページ/建設工事関係者の皆様へ(特定建設作業の実施について)」（浦添市、令和5年6月28日アクセス）



出典：「振動規制法に基づく規制地域指定図 浦添市」（平成24年3月30日 浦添市告示第41号）
 図 3.2.1-7 振動規制法に基づく規制地域指定図（浦添市）



凡例

■ 事業実施区域
振動規制法に基づく規制地域の指定

第1種区域	
①	第1種低層住居専用地域
①	第2種低層住居専用地域
①	第1種中高層住居専用地域
①	第2種中高層住居専用地域
①	第1種住居地域
①	第2種住居地域
①	準住居地域
第2種区域	
②	近隣商業地域
②	商業地域
②	準工業地域
②	工業地域
②	那覇港臨港地区・分区
②	無分区区域

注1：港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により分区に指定された区域は除く。
 注2：告示条文の内容を、那覇市の都市計画図(用途地域)(令和4年3月時点)に反映し作成したものである。
 参考：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」(平成29年3月15日 那覇市告示第424号)

那覇市告示第424号
平成29年3月15日
振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定に基づく規制地域及び同法第4条第1項の規定に基づく規制基準、振動規制法施行規則(昭和51年建設省令第18号。以下「府令」という。)別表第1の付表の規定に基づく指定区域並びに府令別表第1の規定に基づく区域及び時間表次のとおり定め、平成29年4月1日から施行する。
 なお、平成24年那覇市告示第163号(振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示)は、平成29年3月31日限り廃止する。

那覇市長 坂間 幹子

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第1項に掲げる区域とする。
- 2 区域に既に当該特定工場が存在する区域は、第2項の定めるところにより指定する。
- 3 府令別表第1の付表の1の指定により規制する区域は、平成28年那覇市告示第423号(振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示)の第1項に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 第4種区域のうち、平均容積法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同法の、同法施行規則(昭和25年法律第118号)第2条第3項に規定する老人福祉施設(昭和38年法律第133号)第5条第3項に規定する特別養老ホーム並びに当該学用の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の施設の区域並びに同法により指定される区域は、第1項に掲げる区域とし、同法第2項の規定により指定される区域は、第2項の右欄に掲げる区域及び時間表の区分に依り、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

第1種区域	第2種区域
第1種低層住居専用地域	近隣商業地域
第2種低層住居専用地域	商業地域
第1種中高層住居専用地域	準工業地域
第2種中高層住居専用地域	工業地域
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	

備考
 1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第10条第1項第1号の規定により定められた区域を指す。
 2 海浜法(昭和25年法律第210号)第39条第1項の規定により分区に指定された区域は除く。
 3 規制する地域の詳細図面は、那覇市都市計画部保管課に掲載でき、閲覧に供する。



図 3.2.1-8 振動規制法に基づく規制地域指定図(那覇市)

(5) 水質に係る規制

1) 環境基準等

沖縄県内では、25 河川 35 水域、11 海域 12 水域で水質の汚濁状況の常時監視を行っており、影響範囲の測定水域は、那覇港海域の1 海域となっている。

「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況図」を図 3.2.1-9、影響範囲の海域の「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況」を表 3.2.1-24、「生活環境の保全に関する環境基準」を表 3.2.1-25、「生活環境の保全に関する環境基準〔利用目的の適応性〕」を表 3.2.1-26、「生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物の生息状況の適応性〕」を表 3.2.1-27、「生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物が生息・再生産する場の適応性〕」を表 3.2.1-28 に示す。

「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」を表 3.2.1-29 に、「ダイオキシン類に係る環境基準」を表 3.2.1-30 に示す。

事業実施区域の周辺海域は、那覇港海域に面していることから、水質に係る環境基準(海域)の A 類型に指定されている。

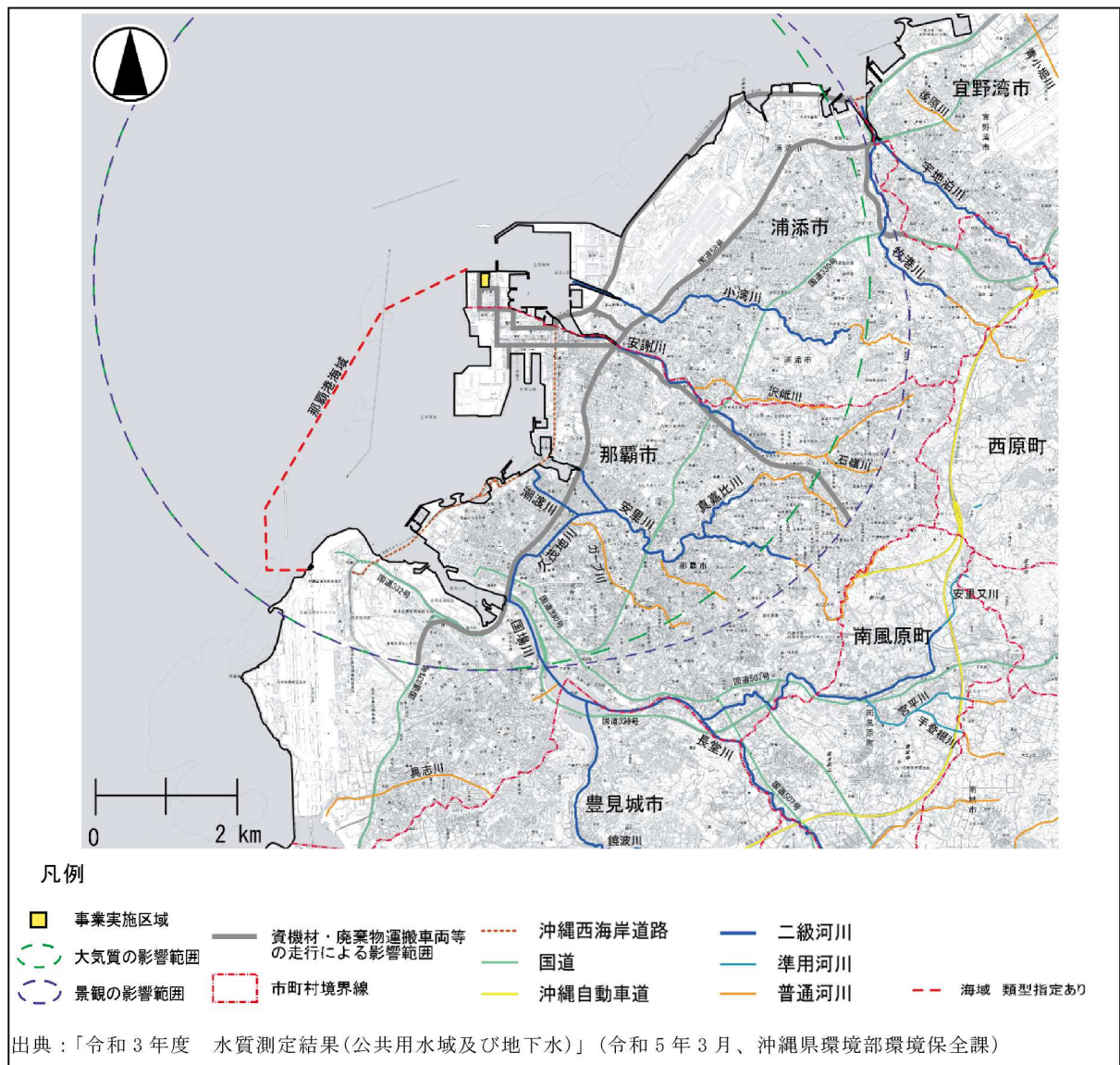


図 3.2.1-9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況図

表 3.2.1-24 影響範囲の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況(海域)

環境基準類型 指定水域名	類型	水域の範囲	達成期間	利用目的
那覇港海域	A	安謝埋立地北側先端、北緯 26° 14' 30" 東経 127° 39' 30" (自謝加瀬)、北緯 26° 13' 東経 127° 38' 30" (浅ノ瀬)、北緯 26° 12' 30" 東経 127° 38' 30" (儀間ノ瀬)、北緯 26° 12' 30" ・陸地との交差点の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	5年以内に 可及的速やかに 達成	港湾 水産資源

出典：「令和3年度 水質測定結果(公共用水域及び地下水)」(令和5年3月、沖縄県環境部環境保全課)

表 3.2.1-25 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月環境庁告示第59号、改正 令和5年3月環境省告示第6号)

表 3.2.1-26 生活環境の保全に関する環境基準〔利用目的の適応性〕(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値(年間平均値)	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月環境庁告示第59号、改正 令和5年3月環境省告示第6号)

表 3.2.1-27 生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物の生息状況の適応性〕(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値(年間平均値)		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月環境庁告示第59号、改正 令和5年3月環境省告示第6号)

表 3. 2. 1-28 生活環境の保全に関する環境基準〔水生生物が生息・再生産する場の適応性〕(海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 (日間平均値)
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4. 0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3. 0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2. 0mg/L 以上

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号、改正 令和 5 年 3 月環境省告示第 6 号)

表 3. 2. 1-29 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値
カドミウム	0. 003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0. 01mg/L 以下
六価クロム	0. 02mg/L 以下
砒素	0. 01mg/L 以下
総水銀	0. 0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0. 02mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0. 01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002mg/L 以下
チウラム	0. 006mg/L 以下
シマジン	0. 003mg/L 以下
チオベンカルブ	0. 02mg/L 以下
ベンゼン	0. 01mg/L 以下
セレン	0. 01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
フッ素	0. 8mg/L 以下
ホウ素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0. 05mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号、改正 令和 5 年 3 月環境省告示第 6 号)

表 3.2.1-30 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
公共用水域水質	1pg-TEQ/L 以下
公共用水域底質	150pg-TEQ/L 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月環境庁告示第 68 号、最終改正 令和 4 年環境省告示第 89 号)

2) 水質汚濁防止法等

「水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号)」による排水基準は表 3.2.1-31～表 3.2.1-33 に示すとおり定められている。

表 3.2.1-31 排水基準(健康項目)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10mg/L、海域 230mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月総理府令第 35 号、最終改正 令和 4 年 5 月環境省令第 17 号)

表 3.2.1-32 排水基準(生活環境項目)

項目		許容限度
水素イオン濃度(水素指数)		海域以外 5.8 以上 8.6 以下、海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質		200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L(日間平均 8mg/L)

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月総理府令第 35 号、最終改正 令和 4 年環境省令第 17 号)

表 3.2.1-33 排水基準(ダイオキシン類)

有害物質の種類	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月総理府令第 67 号、最終改正 令和 3 年 3 月環境省令第 3 号)

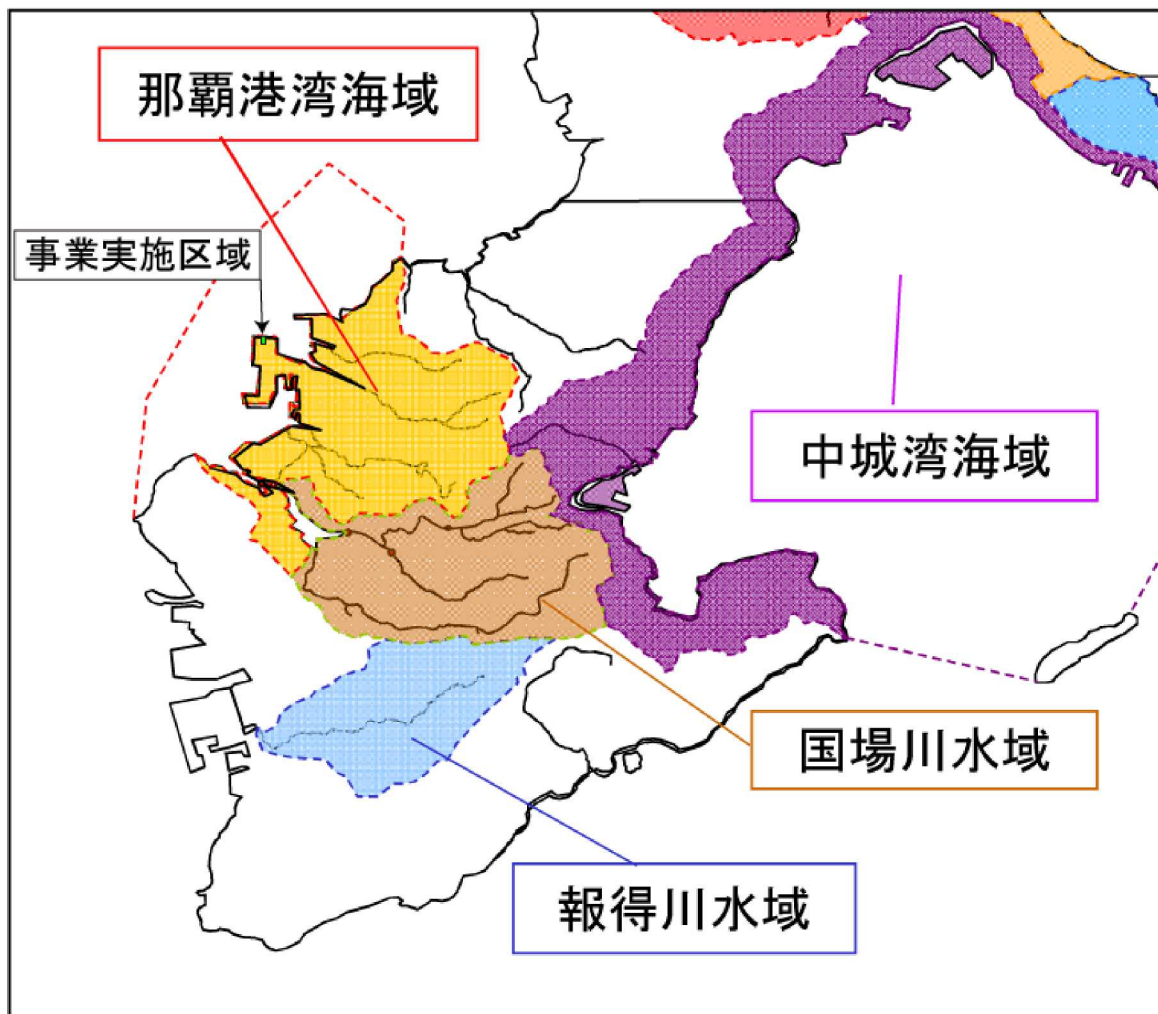
3) 条例等

① 上乘せ排水基準

沖縄県内の排水基準に係る湖沼及び海域については、「排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)」の別表第 2 の備考 6 における「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼(昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 27 号)」及び「排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 及び 7 の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域(平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 67 号)」により定められ、上乘せ基準の指定地域については「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 50 年 7 月 9 日沖縄県条例第 37 号)」により水域及び海域の上乗せ基準が定められている。

影響範囲においては、昭和 54 年度に那覇港海域に上乘せ排水基準が適用されている(図 3.2.1-10 参照)。

那覇港海域に係る上乘せ排水基準を表 3.2.1-34、上乘せ排水基準を適用する区域を表 3.2.1-35、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準の経過措置を表 3.2.1-36 に示す。



出典：「沖縄県環境部環境保全課ホームページ／水環境／法令関係事項／上乘せ排水基準表」（令和 5 年 6 月 28 日アクセス）

図 3.2.1-10 上乘せ排水基準指定区域図

表 3.2.1-34 那覇港海域に係る上乘せ排水基準

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質質量	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大
すべての特定事業場	6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年7月9日沖縄県条例第37号、最終改正 平成20年沖縄県条例第44号）

表 3.2.1-35 上乘せ排水基準を適用する区域

適用区域	範囲
那覇港海域	大嶺鼻(北緯26度11分40秒東経127度38分18秒)から358度延長3,500メートルの地点まで引いた線、同点から30度延長4,850メートルの地点まで引いた線、同点から45度延長4,600メートルの地点まで引いた線、同点から135度延長2,400メートルの地点まで引いた線、同点から194度57分14秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(国場川水域を除く。)

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年7月9日沖縄県条例第37号、最終改正 平成20年沖縄県条例第44号）

表3.2.1-36 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準の経過措置

適用区域	特定事業場の 区分	項目及び許容限度				
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量		浮遊物質質量	
			日間平均	最大	日間平均	最大
那覇港 海域	すべての特定 事業場	6.5 以上 8.5 以下	20 以下	30 以下	70 以下	90 以下

備考1：「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

2：「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。

3：「令」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)をいう。

4：「排出水量」とは、特定施設を設置している工場又は事業場から公共用水域に排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6：生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質質量の許容限度の単位は、排出水1リットルにつきミリグラムとする。

7：「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

8：特定事業場に係る排出水について表の項目及び許容限度欄に許容限度を定めていない項目の当該排出水に係る当該項目の許容限度は、法第3条第1項の排水基準の定めるところによる。

9：特定事業場の所在地が下水道処理区域となった場合における当該特定事業場に対する下水道処理区域内に所在する特定事業場に係る上乘せ排水基準は、当該特定事業場が所在する地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後3年を経過した日から適用し、同日前においては、下水道処理区域外に所在する特定事業場に係る上乘せ排水基準を適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和50年7月9日沖縄県条例第37号、最終改正 平成20年沖縄県条例第44号）

②沖縄県生活環境保全条例

沖縄県生活環境保全条例において、水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準は表 3.2.1-37、その他の排出水の汚染状態に係る排水基準は表 3.2.1-38 に示すとおり定められている。

表 3.2.1-37 水質有害物質による排出水の汚染状態に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10mg/L、海域 230mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8mg/L、海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」(平成 21 年 9 月 沖縄県規則第 49 号、最終改正 令和 4 年 12 月 沖縄県規則第 41 号)

表 3.2.1-38 その他の排出水の汚染状態に係る排水基準

項目		許容限度
水素イオン濃度(水素指数)		海域以外 5.8 以上 8.6 以下、海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量		200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L(日間平均 60mg/L)
リン含有量		16mg/L(日間平均 8mg/L)

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」(平成 21 年 9 月 沖縄県規則第 49 号、最終改正 令和 4 年 12 月 沖縄県規則第 41 号)

(6) 土壌及び地下水に係る規制

1) 環境基準

「環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準並びに地下水の水質汚濁に係る環境基準は表3.2.1-39～表3.2.1-41に示すとおり定められている。

表 3.2.1-39 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
フッ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ホウ素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月環境庁告示第46号、最終改正 令和2年環境省告示第44号)

表 3.2.1-40 ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月環境庁告示第68号、最終改正 令和4年環境省告示第89号)

表 3.2.1-41 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
フッ素	0.8mg/L 以下
ホウ素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月環境庁告示第10号、最終改正 令和3年環境省告示第63号）

2) 条例等

沖縄県生活環境保全条例において、土壌基準は表 3.2.1-42 に示すとおり定められている。

表 3.2.1-42 土壌基準

特定有害物質の種類	溶出量	含有量
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	150mg/kg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	遊離シアンとして 50mg/kg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検液中に検出されないこと。	—
鉛及びその化合物	鉛として 0.01mg/L	鉛として 150mg/kg
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05mg/L	六価クロムとして 250mg/kg
砒素及びその化合物	砒素として 0.01mg/L	砒素として 150mg/kg
水銀及びその化合物	水銀として 0.0005mg/L かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀として 15mg/kg
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	—
ジクロロメタン	0.02mg/L	—
四塩化炭素	0.002mg/L	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	—
チウラム	0.006mg/L	—
シマジン	0.003mg/L	—
チオベンカルブ	0.02mg/L	—
ベンゼン	0.01mg/L	—
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01mg/L	セレンとして 150mg/kg
ホウ素及びその化合物	ホウ素として 1mg/L	ホウ素として 4,000mg/kg
フッ素及びその化合物	フッ素として 0.8mg/L	フッ素として 4,000mg/kg
クロロエチレン	0.002 mg/L	—

出典：「沖縄県生活環境保全条例施行規則」（平成 21 年 9 月 30 日 沖縄県規則第 49 号、最終改正 令和 4 年 12 月沖縄県規則第 41 号）

(7) 都市計画法による指定区域

影響範囲の都市計画区域の指定状況を表 3.2.1-43、図 3.2.1-11 に示す。

都市計画区域は、市又は人口、就業者その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とされている。

都市計画区域内において、政令で定める規模以上の開発行為(主として建築の用又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)について許可が必要となる。また、建築物を建築しようとする者は、建築主事等の確認が必要となる。

影響範囲は都市計画区域に指定されており、事業実施区域も含まれている。

表 3.2.1-43 都市計画区域の指定状況

(令和3年3月31日現在)

都市計画区域名	計画区域 市町村名	面積 (ha)	指定年月日	備考
那覇広域 都市計画区域	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町	22,016	(昭和47年4月11日) 平成22年8月10日	八重瀬町は、旧具志頭村の区域を除く

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)



出典：「那覇広域都市計画『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』」(平成29年6月、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課)

図 3.2.1-11 都市計画区域の指定状況

(8) 農業振興地域の整備に関する法律による指定区域

農業振興地域の農用地区域では、土地利用についての勧告、開発行為の制限、農地等の転用の制限を受けることになっている。

影響範囲には、農業振興地域及び農用地区域の指定は見られない。

事業実施区域においても、農業振興地域及び農用地区域の指定は見られない(「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課))。

(9) 森林法による森林地域、国有林、民有林の指定区域

影響範囲の森林地域、国有林、民有林の指定状況を表3.2.1-44、森林分布概況図を図3.2.1-12に示す。

地域森林計画対象民有林は、国有林以外の森林のうち、全国森林計画(森林法第4条)に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画(森林法第5条)」の対象となる民有林の事を指す。

地域森林計画対象民有林では、伐採及び伐採後の造成の届出、火入れの許可を市町村長へ申請する必要があるが、1haを超える森林を開発する際は知事の許可が必要となる。

森林法に基づく森林地域面積は、浦添市が73ha、那覇市が20haとなっている。

影響範囲には林野庁所管の国有林はなく、森林地域面積の全域が地域森林計画対象民有林となっている。

事業実施区域には、森林地域、国有林、民有林の指定区域は見られない。

表3.2.1-44 森林地域、国有林、民有林の指定状況

市町村名	森林地域面積 (ha)	林野庁所管国有林 (ha)	民有林(ha)			
			小計	県有林	市町村有林	私有林
浦添市	73	—	73	12	3	58
那覇市	20	—	20	0	6	14

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)

また、影響範囲の民有保安林面積を表3.2.1-45に示す。

保安林は、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、風害・水害・潮害・干害の防備、落石の危険の防止、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要な森林が指定されている。

保安林に指定された区域では、竹林の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更の際に知事の許可が必要であり、保安林をほかの用途に転用する際には保安林の解除手続が必要となる。

那覇市で5ha指定されているが、浦添市には、保安林の指定は見られない。

影響範囲では、内陸部に森林地域が点在しており、那覇市の末吉公園内に保安林が指定されている。

事業実施区域には、民有保安林の指定区域は見られない。

表 3.2.1-45 民有保安林面積

(令和 4 年 3 月 31 日現在)(単位 : ha)

市町村名	水源 かん養 保安林	土砂流 出防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	防風 保安林	水害 防備 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	落石 防止 保安林	魚つき 保安林	航行 目標 保安林	保健 保安林	風致 保安林	合計
那覇市	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	4	5

出典 : 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)

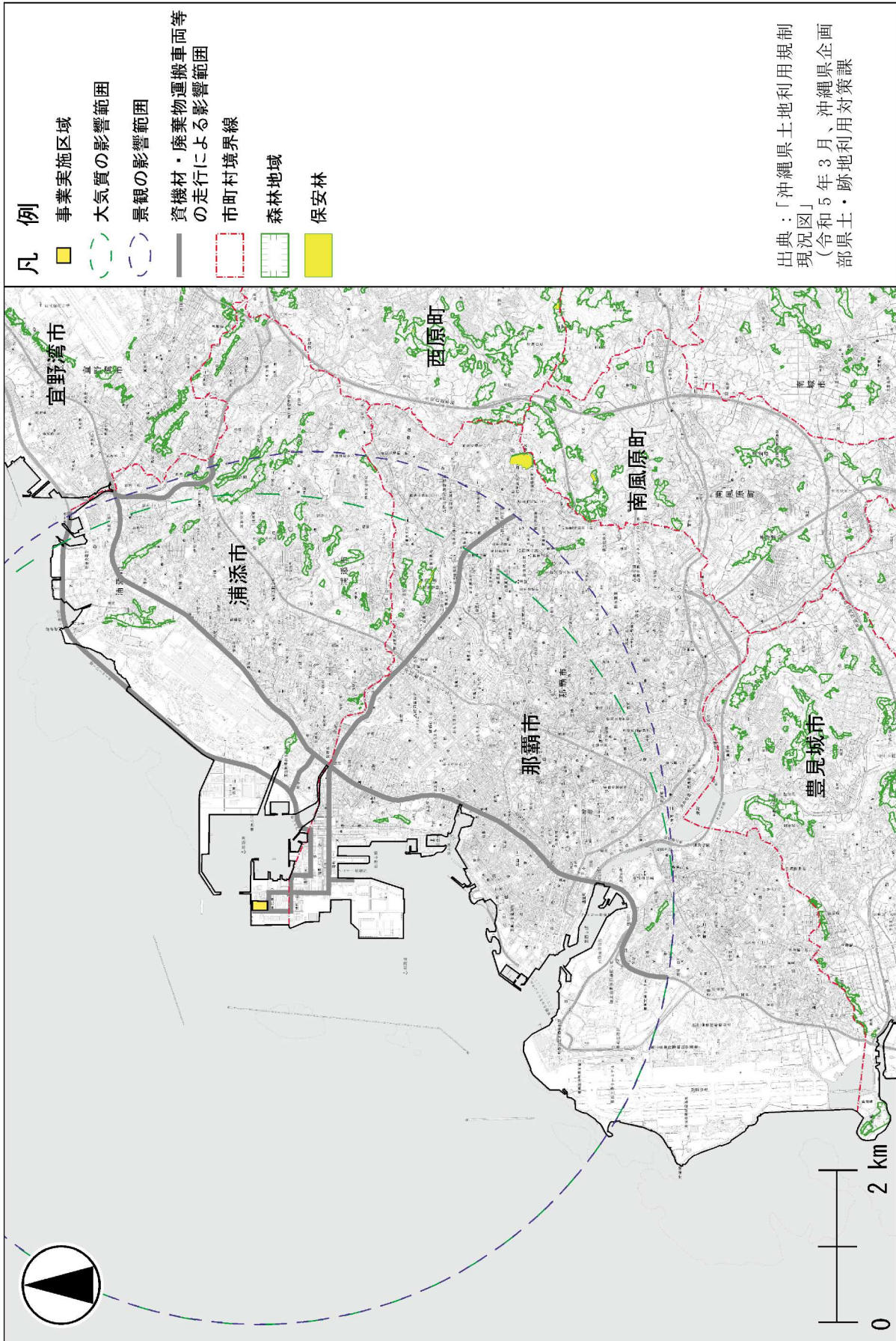


図 3.2.1-12 森林分布概況図

(10) 自然公園法による指定区域

自然公園地域では、自然公園普通地域、特別地域、特別保護地区、海域公園地区が指定され、それぞれの地域に応じて規制内容が定められている。沖縄県内では、国立公園は3ヶ所、国定公園が2ヶ所、自然公園が4ヶ所指定されているが、影響範囲に指定区域は見られない。

事業実施区域においても、自然公園法による指定区域は見られない(「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課))。

(11) 自然環境保全法による自然環境保全地域の指定区域

自然環境保全地域は、自然環境の特徴に特異性、固有性、希少性がある地域や開発が進み、その地域における優れた自然の状態が損なわれるおそれのある地域等を保護するために指定される。沖縄県内では国指定自然環境保全地域が1ヶ所、県指定自然環境保全地域が11ヶ所指定されているが、影響範囲に指定区域は見られない。

事業実施区域においても、自然環境保全法による自然環境保全地域の指定区域は見られない(「令和4年度版沖縄県環境白書(令和3年度報告)」(令和5年3月、沖縄県環境部環境政策課))。

(12) 鳥獣保護法による指定区域

影響範囲の鳥獣保護区の指定状況を表3.2.1-46、図3.2.1-13に示す。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域が「鳥獣保護区特別保護地区」として指定されている。

指定区域では、建築物その他工作物の新築・改築・増築、水面の埋め立て・干拓、木竹の伐採を行う際に許可が必要となる。

影響範囲では、那覇市・豊見城市の漫湖一帯の174haがシギ・チドリ類やクロツラヘラサギ、ツクシガモ等の鳥類の集団渡来地として、国指定の漫湖鳥獣保護区に指定されており、水面においては漫湖特別保護地区にも指定されている。また、那覇市の末吉公園内の19haが、身近な鳥獣生息地として県指定の鳥獣保護区に指定されており、その全域が末吉特別保護地区に指定されている。

事業実施区域には、鳥獣保護法による指定区域は見られない。

表 3.2.1-46 鳥獣保護区の指定状況

	種別	所在地	名称	鳥獣保護区					特別保護地区						
				面積(ha)					期間	面積(ha)					期間
				国有地	公有地	私有地	水面	計		国有地	公有地	私有地	水面	計	
国指定	集団渡来地	那覇市 豊見城市	漫湖	1	39	76	58	174	H19.11.1 R9.10.31	—	—	—	58	58	H19.11.1 R9.10.31
県指定	身近な鳥獣生息地	那覇市	末吉	—	18	—	1	19	H18.9.26 R8.9.25	—	18	—	1	19	H18.9.26 R8.9.25

出典：「令和4年度版沖縄県環境白書(令和3年度報告)」(令和5年3月、沖縄県環境部環境政策課)

(13) 都市計画法による風致地区の指定区域

影響範囲の風致地区の指定状況を表 3.2.1-47、図 3.2.1-13 に示す。

風致地区は、都市の風致を維持するために必要な地区が指定される。

風致地区では、建築物の建築その他工作物の建築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓、木材の伐採、土石の類の採取及び都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして、条例で定めるその他の行為について許可が必要となる。

影響範囲では、2 地区(約 112.6ha)が都市計画法に基づく風致地区に指定されている。

事業実施区域には、都市計画法による風致地区の指定区域は見られない。

表 3.2.1-47 風致地区の指定状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

名称	面積 (ha)	指定年月日
漫湖風致地区	約 45.0	平成 27 年 3 月 23 日
末吉風致地区	約 67.6	昭和 36 年 12 月 19 日
合計	約 112.6	

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)

(14) 世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている世界遺産

影響範囲の世界遺産の状況を表 3.2.1-48、図 3.2.1-13 に示す。

沖縄県では琉球王国のグスク及び関連遺産群として首里城、中城城などの城跡 5 ケ所と関連遺産 4 ケ所が世界遺産に登録されている。

影響範囲には、琉球王国のグスク及び関連遺産群の 3 ケ所(首里城跡・園比屋武御嶽石門・玉陵)が存在する。

事業実施区域には、世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録されている世界遺産は存在しない。

表 3.2.1-48 世界遺産の状況

物件名	具体的な物件	所在地
琉球王国のグスク及び関連遺産群	首里城跡	沖縄県那覇市
	園比屋武御嶽石門	
	玉陵	

出典：「那覇市内指定文化財一覧(令和 4 年 5 月現在)」(那覇市)

(15) 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に基づく湿地の区域

影響範囲の「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に基づく湿地の区域の状況を表 3.2.1-49、図 3.2.1-13 に示す。

沖縄県では、漫湖、慶良間諸島海域、久米島の溪流・湿地、名蔵アンパル及び与那覇湾が登録されている。

影響範囲では、那覇市の漫湖が「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に基づく湿地の区域に登録されている。

事業実施区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に基づく湿地の指定区域は見られない。

表3.2.1-49 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく湿地の区域

条約湿地名	所在地	登録年月日	面積	湿地の特徴	保護の形態
漫湖	那覇市・豊見城市	H11.5.15	58 ha	河口干潟、クロツラヘラサギ渡来地	国指定漫湖鳥獣保護区 漫湖特別保護地区

出典：「環境省_ラムサール条約と条約湿地」（環境省、令和5年6月28日アクセス、
<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html>）

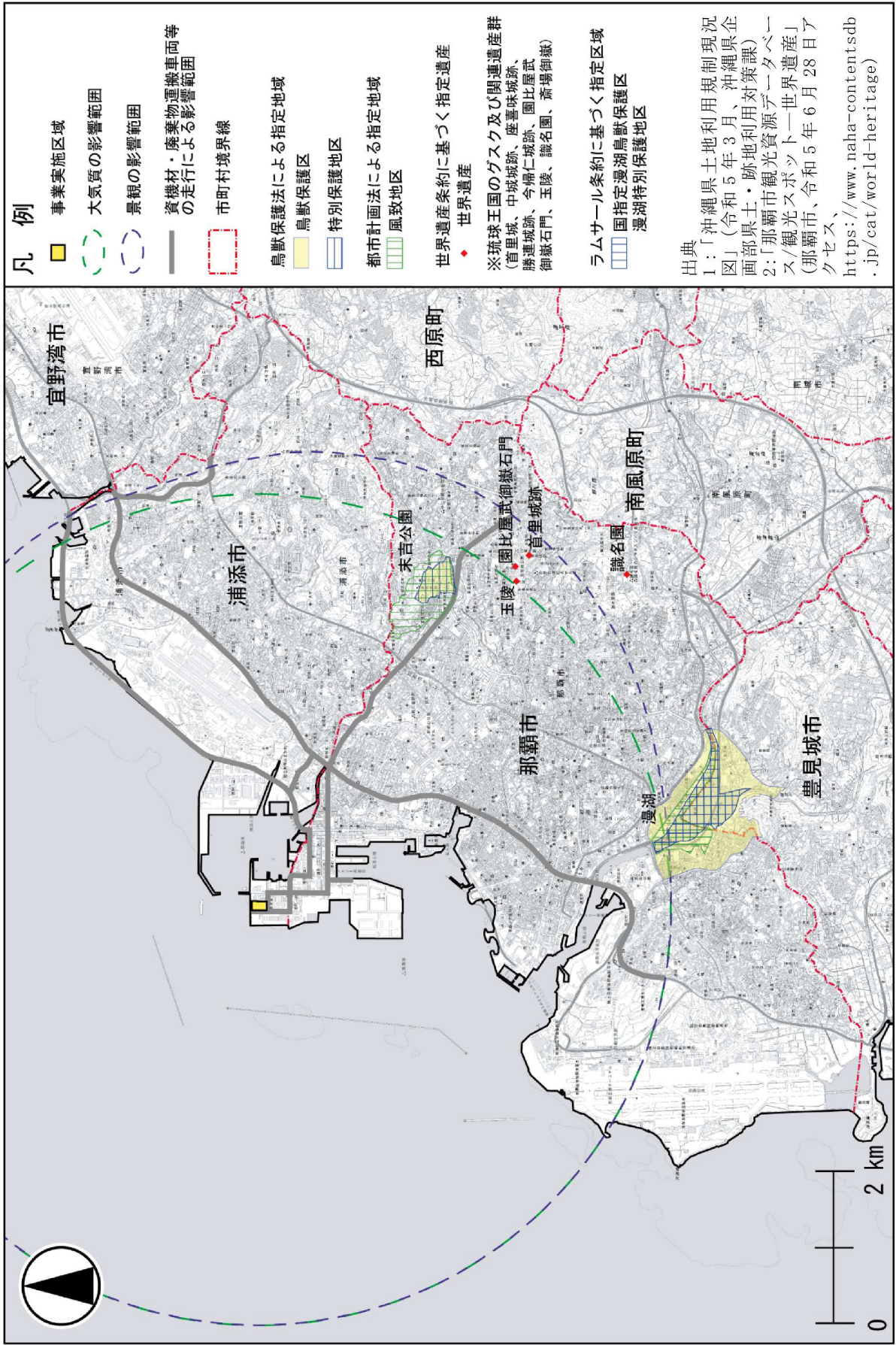


図 3.2.1-13 鳥獣保護法、都市計画法(風致地区)、世界遺産条約、ラムサール条約の指定地域

(16) 文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物

1) 史跡

影響範囲の史跡一覧を表3.2.1-50(1)～(2)、図3.2.1-14に示す。

影響範囲の史跡は国指定が7件、県指定が9件、市指定が32件存在する。

事業実施区域には、指定史跡は存在しない。

表3.2.1-50(1) 史跡一覧

種別	No.	名称	指定年月日	所在地
国指定	1	首里城跡	昭和47年5月15日	那覇市首里当蔵3丁目
	2	円覚寺跡	昭和47年5月15日	那覇市首里当蔵町1丁目、2丁目
	3	玉陵	昭和47年5月15日	那覇市首里金城町1丁目
	4	末吉宮跡	昭和47年5月15日	那覇市首里末吉町1丁目
	5	浦添城跡	平成元年8月11日	浦添市字仲間山川原他
	6	銘苺墓跡群	平成19年7月26日	那覇市銘苺2丁目
	7	中頭方西海道及び普天満参詣道	平成24年9月19日	浦添市安波茶3丁目、経塚1丁目、当山1丁目
県指定	8	龍潭及びその周辺	昭和30年11月29日	那覇市首里真和志町1丁目
	9	園比屋武御嶽	昭和30年11月29日	那覇市首里真和志町1丁目
	10	崎樋川貝塚	昭和31年10月19日	那覇市字天久
	11	仲島の石	昭和33年3月14日	那覇市泉崎
	12	伊祖城跡	昭和36年6月15日	浦添市字伊祖後原
	13	首里金城町石畳道	昭和39年5月1日	那覇市首里金城町
	14	山下町第一洞穴遺跡	昭和44年8月26日	那覇市山下町167
	15	浦添貝塚	昭和47年2月25日	浦添市字伊祖真久原
	16	国学・首里聖廟石垣	平成5年6月11日	那覇市首里当蔵町1丁目
市指定	17	経塚の碑	昭和56年3月2日	浦添市経塚
	18	牧港テラブのガマ	昭和61年3月30日	浦添市牧港
	19	チヂフチャー洞穴遺跡	昭和61年3月30日	浦添市牧港
	20	玉城朝薫の墓(邊土名家の墓)	平成7年8月8日	浦添市前田
	21	仲間の拝所群(仲間樋川・仲間火又神・クバサーヌ御嶽・仲間ンティラ)	平成14年3月1日	浦添市仲間
	22	安波茶樋川	平成14年3月1日	浦添市安波茶
	23	浦添御殿の墓	平成20年3月3日	浦添市沢岬
	24	雨乞嶽	昭和51年4月16日	那覇市首里崎山町1丁目77
	25	与那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑	昭和51年4月16日	那覇市字上之屋1丁目6
	26	宜野湾御殿の墓及び墓域	昭和51年9月28日	那覇市首里末吉町1丁目20、21
	27	宝口樋川	昭和51年9月28日	那覇市首里儀保町4丁目80
	28	上天妃宮跡の石門	昭和52年4月8日	那覇市久米1丁目3-8
	29	金城大樋川	昭和52年4月8日	那覇市首里金城町2丁目8
	30	仲之川	昭和52年4月8日	那覇市首里金城町2丁目11
	31	沢岬親方の墓	昭和52年6月27日	那覇市繁多川4丁目193-2
	32	安谷川	昭和53年11月14日	那覇市首里大中町1丁目61-2
	33	王の殿と王川	昭和53年11月14日	那覇市楚辺1丁目345、346
	34	寒水川樋川	昭和54年7月21日	那覇市首里寒川町1丁目54外
	35	ヒジ川ビラ	昭和54年12月7日	那覇市首里崎山町4丁目
	36	崎山御嶽	昭和61年6月25日	那覇市首里崎山町1丁目39
	37	泊外人墓地	昭和62年8月10日	那覇市泊3丁目20-1

出典1:「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)

2:「令和4年度版 文化財課要覧」(令和5年3月、沖縄県教育庁文化財課)

3:「市所在指定文化財一覧(令和4年3月現在)」(浦添市)

4:「那覇市内指定文化財一覧(令和4年5月現在)」(那覇市)

5:「浦添市ホームページ」(那覇市、令和5年6月28日アクセス)

表3.2.1-50(2) 史跡一覧

種別	No.	名称	指定年月日	所在地
市指定	38	新垣ヌカー	昭和63年8月25日	那覇市首里金城町2丁目39
	39	上ヌ東門ガー	昭和63年8月25日	那覇市首里金城町3丁目39
	40	下ヌ東門ガー	昭和63年8月25日	那覇市首里金城町3丁目60
	41	潮汲川	昭和63年8月25日	那覇市首里金城町2丁目50
	42	加良川(取付道路も含む)	平成元年7月14日	那覇市首里儀保町2丁目10-1外
	43	さくの川	平成2年4月12日	那覇市首里山川町1丁目89
	44	渡嘉敷三良の墓	平成2年12月15日	那覇市牧志1丁目547
	45	旧天界寺の井戸	平成6年8月10日	那覇市首里金城町1丁目2-40
	46	美連嶽	平成10年3月20日	那覇市首里寒川町1丁目4-4、5
	47	臺灣遭害者之墓	平成20年4月10日	那覇市若狭1-26-5の一部外
48	沢岬イリヌカー	令和5年4月7日	浦添市沢岬1-12-19	

出典 1 : 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)
 2 : 「令和 4 年度版 文化財課要覧」(令和 5 年 3 月、沖縄県教育庁文化財課)
 3 : 「市所在指定文化財一覧(令和 4 年 3 月現在)」(浦添市)
 4 : 「那覇市内指定文化財一覧(令和 4 年 5 月現在)」(那覇市)
 5 : 「浦添市ホームページ」(浦添市、令和 5 年 6 月 28 日アクセス)

2) 名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしている
 と判断されるものに限る)

影響範囲の名勝一覧を表3.2.1-51、図3.2.1-14に示す。

影響範囲の名勝は国指定が4件、県指定が1件、市指定が2件存在する。

事業実施区域には、指定名勝は存在しない。

表3.2.1-51 名勝一覧

種別	No.	名称	指定年月日	所在地
国指定	1	伊江殿内庭園	昭和61年6月16日	那覇市首里当蔵町2丁目
	2	伊江御殿別邸庭園	平成21年2月12日	那覇市首里石嶺町1丁目
	3	首里城書院・鎖之間庭園	平成21年7月23日	那覇市首里当蔵町3丁目
	4	アマミクヌムイ伊祖グスク	平成30年10月15日	浦添市字伊祖後原
県指定	5	首里金城町石畳道	昭和39年5月1日	那覇市首里金城町
市指定	6	波上(※史跡・名勝)	平成18年10月10日	那覇市若狭1-26-3 波上宮
	7	ガーナー森	昭和49年12月2日	那覇市鏡原町10-3、10-7

出典 1 : 「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)
 2 : 「令和 4 年度版 文化財課要覧」(令和 5 年 3 月、沖縄県教育庁文化財課)
 3 : 「市所在指定文化財一覧(令和 4 年 3 月現在)」(浦添市)
 4 : 「那覇市内指定文化財一覧(令和 4 年 5 月現在)」(那覇市)
 5 : 「浦添市ホームページ」(浦添市、令和 5 年 6 月 28 日アクセス)

3) 天然記念物

影響範囲の天然記念物一覧を表3.2.1-52、図3.2.1-14に示す。

影響範囲の天然記念物は、国指定が3件、県指定が5件、市指定が3件存在する。

事業実施区域には、所在地が定められている指定天然記念物は存在しない。

表 3.2.1-52 天然記念物一覧

種別	No.	名称	指定年月日	所在地
国指定	1	首里金城の大アカギ	昭和47年5月15日	那覇市首里金城町3丁目
	2	オカヤドカリ	昭和45年11月12日	所在地、地域を定めず指定する
	3	カラスバト	昭和46年5月19日	所在地、地域を定めず指定する
県指定	4	仲島の大石	昭和33年3月14日	那覇市字泉崎
	5	フタオチョウ	昭和44年8月26日	所在地、地域を定めず指定する
	6	コノハチョウ	昭和44年8月26日	所在地、地域を定めず指定する
	7	イボイモリ	昭和53年11月9日	所在地、地域を定めず指定する
市指定	8	クロイワトカゲモドキ (マダラトカゲモドキも含む)	昭和53年11月9日	所在地、地域を定めず指定する
	9	内間の大アカギ	昭和56年3月2日	浦添市内間
	10	屋富祖の御願所のガジュマル	平成11年3月5日	浦添市屋富祖
	11	ガーナー森(植物)	昭和49年12月2日	那覇市鏡原町10-3、10-7

注：地域を定めず指定されているものについては、浦添市又は那覇市で確認記録のあるものを記載した。

出典 1：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)

2：「令和4年度版 文化財課要覧」(令和5年3月、沖縄県教育庁文化財課)

3：「市所在指定文化財一覧(令和4年3月現在)」(浦添市)

4：「那覇市内指定文化財一覧(令和4年5月現在)」(那覇市)

5：「浦添市ホームページ」(浦添市、令和5年6月28日アクセス)

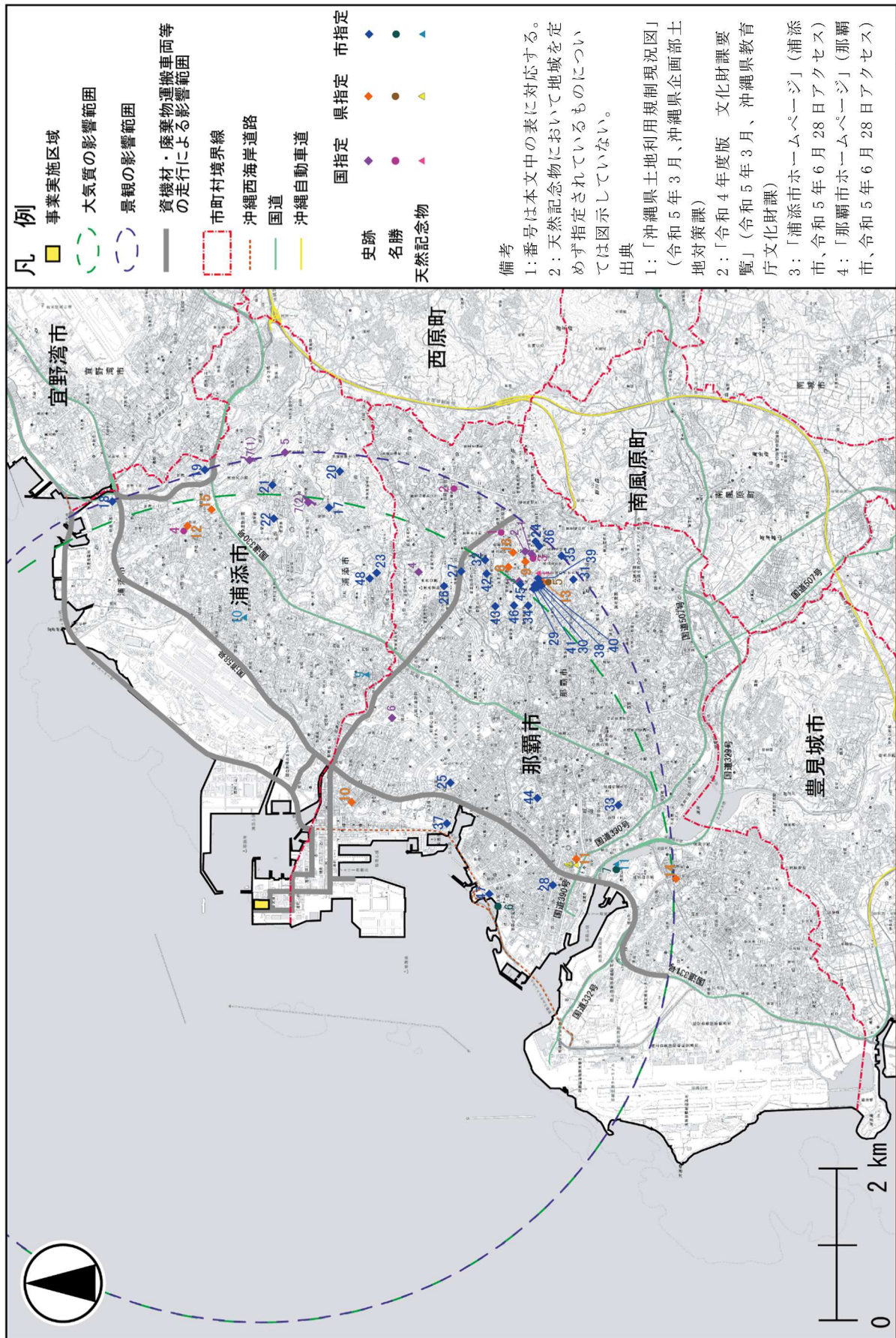


図 3. 2. 1-14 影響範囲の史跡・名勝・天然記念物の位置

(17) 海岸法による海岸保全区域の指定区域

影響範囲の海岸保全区域の指定状況を表 3.2.1-53、図 3.2.1-15 に示す。

海岸保全区域は、海岸法に基づき、津波、高潮、波浪、その他水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土を保全するため、防護すべき海岸に係る一定の区域に指定される。

海岸保全区域では、土地の占有、施設又は工作物の設置、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地においてほかの施設等を新設又は改築すること、土地の掘削・盛土・切土等を行うこと、その他海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れのある行為について許可が必要となる。

影響範囲には、港湾局所管の海岸保全区域が 6 ケ所、河川局所管の海岸保全区域が 1 ケ所存在する。

事業実施区域周辺には、海岸法による海岸保全区域の指定は見られない。

表 3.2.1-53 海岸保全区域の指定状況

所管	海岸保全区域	港湾名・海岸名	指定延長(m)	区域(m ²)	指定年月日
港湾局	那覇市西町	那覇港	375	22,444	昭和 48 年 9 月 10 日
	那覇市若狭町～前島町		260	15,960	昭和 48 年 9 月 10 日
	那覇市曙町～港町		1,920	115,821	昭和 48 年 9 月 10 日
	那覇市若狭町		334	44,862	昭和 50 年 3 月 31 日
	那覇市若狭町		135	-	昭和 53 年 2 月 16 日
	那覇市西町 3 丁目～若狭 3 丁目		3,166	316,660	平成元年 4 月 14 日
河川局	浦添市港川	港川海岸	2,450	455,586	昭和 55 年 1 月 28 日
合計			6,190	654,673	

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課）

(18) 港湾法による港湾区域の指定区域

影響範囲の港湾区域の指定状況を表 3.2.1-54、図 3.2.1-15 に示す。

港湾区域は、港湾法に基づき、①水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限の区域であること、②港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利害を害さないこと、③港則法に基づく港の区域の定めのあるものについて、その区域を越えないものでなければならないとされている。

港湾区域では、①水域(上空 100m まで、水底下 60m まで)又は公共空地の占有、②水域又は公共空地における土砂の採取、③水域施設、外郭施設又は係留施設等の建設又は改良、④その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為について許可が必要となる。

影響範囲の沿岸域は、重要港湾の那覇港に指定されており、事業実施区域周辺の沿岸域も含まれている。

表 3.2.1-54 港湾区域の指定状況

港湾名	所在地	面積(ha)	指定年月日	管理者	備考
那覇港	那覇市、浦添市	3,400	昭和 47 年 5 月 15 日	那覇港管理組合	重要港湾

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課）

(19) 港湾法による港湾隣接地域の指定区域

影響範囲の港湾隣接地域の指定状況を表 3.2.1-55、図 3.2.1-15 に示す。

港湾隣接地域は、港湾法に基づき、港湾区域外 100m 以内の区域について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するために必要な最小限度の範囲が指定される。

港湾隣接地域では、地域内の公共空地における占用、土砂の採取、水域施設・外郭施設・係留施設等の建設又は改良等の行為について港湾管理者の許可が必要となる。

影響範囲には、2.4ha の港湾隣接地域の指定が見られる。

事業実施区域周辺には、港湾隣接地域の指定は見られない。

表 3.2.1-55 港湾隣接地域の指定状況

港名	地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
那覇港	-	那覇市	2.4	平成 27 年 12 月 16 日	那覇港管理組合

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課）

(20) 都市計画法による臨港地区の指定区域

影響範囲の臨港地区の指定状況を表 3.2.1-56、図 3.2.1-15 に示す。

臨港地区は、都市計画法に基づき、都市計画区域において港湾を管理するために定められた地区(都市計画法第 9 条第 22 項)及び港湾法に基づき都市計画区域以外の地域について、港湾区域を地先水面とする地域において、港湾の管理運営に必要な最小限度の地区を指定している。

臨港地区では、①水道施設・用水きょ・排水きょ建設又は改良、②廃棄物処理施設で、政令で定めるものの建設、③工場若しくは事業場の敷地面積が、政令で定める面積以上であるものの新設又は増設、④その他、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良等について工事の開始の日 60 日前までに港湾管理者に届け出る必要がある。

影響範囲には、3 ケ所の臨港地区が存在し、事業実施区域は、泊・新港臨港地区に指定されている。

表 3.2.1-56 臨港地区の指定状況

規制区域の名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日	管理者
那覇臨港地区	那覇市	37.1	平成 23 年 9 月 16 日	那覇港 管理組合
泊・新港臨港地区	那覇市・浦添市	178.0	平成 28 年 11 月 29 日	
浦添臨港地区	浦添市	47.0	平成 26 年 11 月 21 日	

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」（令和 5 年 3 月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課）

(21) 漁港漁場整備法による漁港区域の指定区域

影響範囲の漁港区域を表 3.2.1-57、図 3.2.1-15 に示す。

漁港区域は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の発達を図るために漁港を整備し、その維持管理を適正に行うため必要な天然又は人口の漁業根拠地となる水域、陸域及び施設の区域を指定している。

指定区域内では、水域又は公共空地において工作物の建設・改良、土砂の採取、土地

の掘削・盛土、埋立て、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の占用等の行為について漁港管理者の許可が必要となる。

影響範囲には、第2種漁港(県管理)が1ヶ所、第1種漁港(市町村管理)が2ヶ所存在する。

事業実施区域周辺には、漁港漁場整備法による漁港区域は存在しない。

表 3.2.1-57 漁港区域の指定状況

種別	規制区域の名称	面積(ha)	指定年月日	管理者
第2種漁港(県管理)	泊漁港	11	昭和42年10月6日	沖縄県
第1種漁港(市町村管理)	壺川漁港	1	昭和47年5月12日	那覇市
	牧港漁港	53	昭和52年3月31日	浦添市

出典：「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」(令和5年3月、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課)

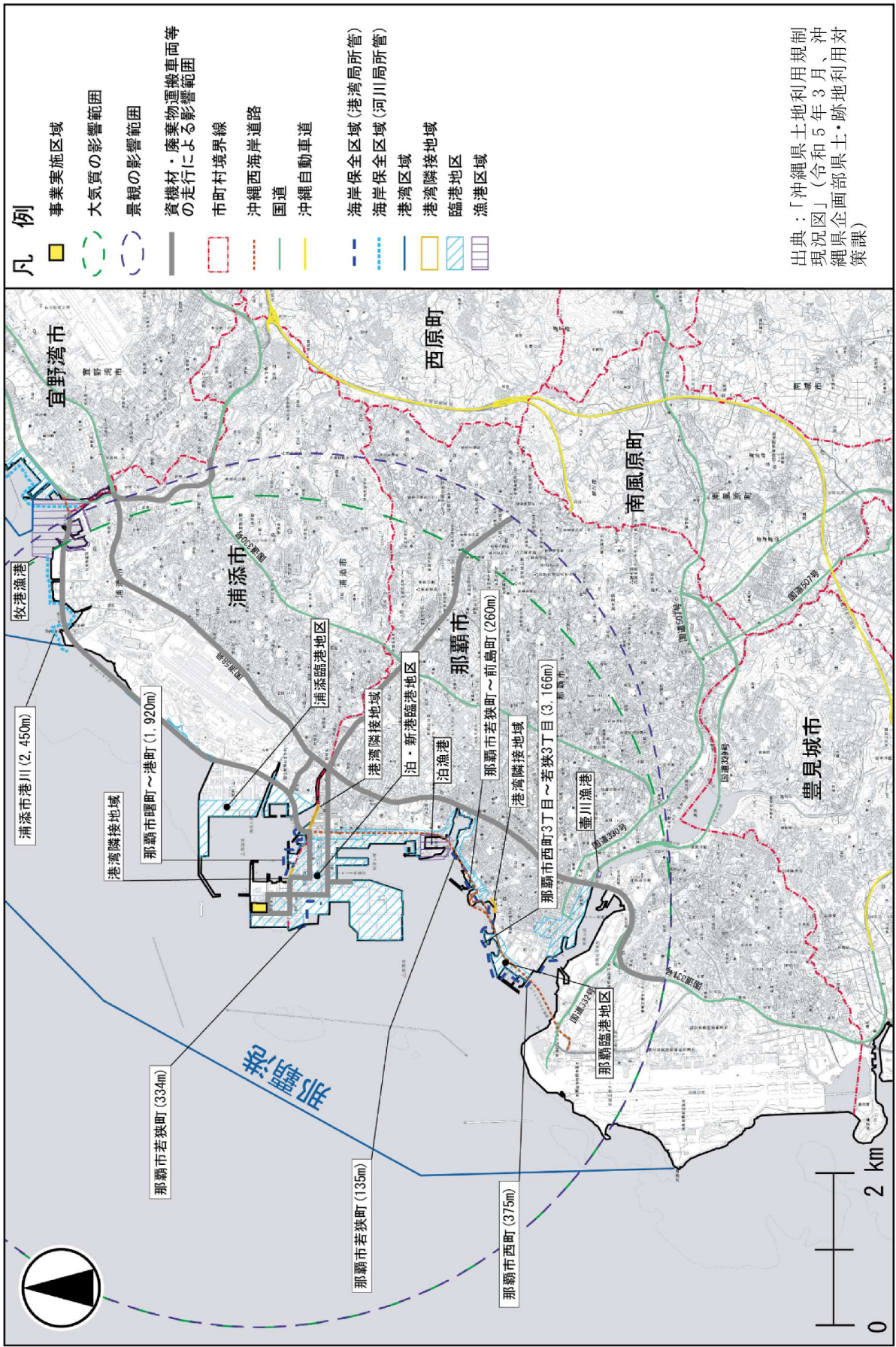


図 3.2.1-15 海岸保全区域等の位置

3.2.2 自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策

(1) 沖縄県の自然環境の保全に関する指針(沖縄島編)

「自然環境の保全に関する指針」は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものである。具体的には、動物や植物の生息状況、土地利用など環境に関する様々な情報を整理し、それを分析して地域ごとの環境特性を明らかにし、「陸域に関する指針」と「沿岸域に関する指針」に分けている。

1) 陸域に関する指針

影響範囲の自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図(陸域)を図 3.2.2-1 に示す。

陸域に関する指針は、動植物分布や土地利用状況などに関する各情報を重ね合わせて一つの地図を作成し、この地図を南北約 0.9km、東西約 1.3km の幅で網の目状の区画(3 次メッシュ)に区分し、区分した区画ごとの環境を総合的に評価し、保全のあり方を評価ランクとして示している。

評価ランクⅠ：自然環境の厳正な保護を図る区域

評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域

評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅣ：身近な自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅤ：緑地環境の創造を図る区域

影響範囲は、大部分が評価ランクⅣとなっており、内陸部の一部分に評価ランクⅢ、沿岸域の一部が評価ランクⅤとなっている。

事業実施区域は、評価ランクⅤとなっている。

2) 沿岸域に関する指針

影響範囲の自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図(沿岸域)を図 3.2.2-2 に示す。

沿岸域に関する指針は、水深 10m までの海域を対象とし、情報の収集・整理・図化、重ね合わせののち、岬や河口などで区分した区域ごとに環境の総合評価を行い、その結果を基に評価ランクとして示している。

評価ランクⅠ：自然環境の厳正な保護を図る区域

評価ランクⅡ：自然環境の保護・保全を図る区域

評価ランクⅢ：自然環境の保全を図る区域

評価ランクⅣ：自然環境の創造を図る区域

影響範囲の沿岸域は、主に評価ランクⅡと評価ランクⅣに指定されており、一部分が評価ランクⅠとⅢに指定されている。

事業実施区域周辺の沿岸域は、評価ランクⅣとなっている。

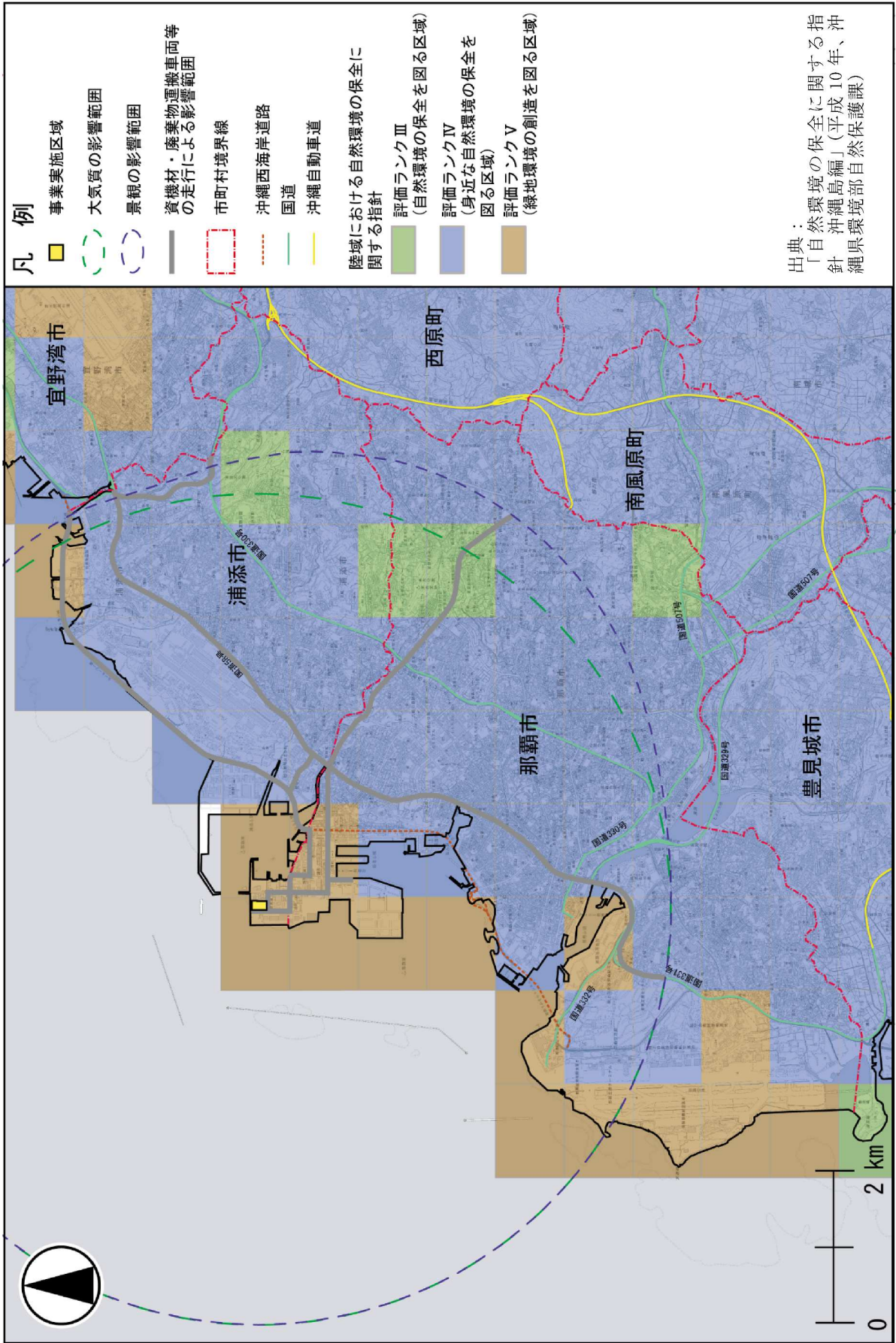


図 3.2.2-1 自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図(陸域)

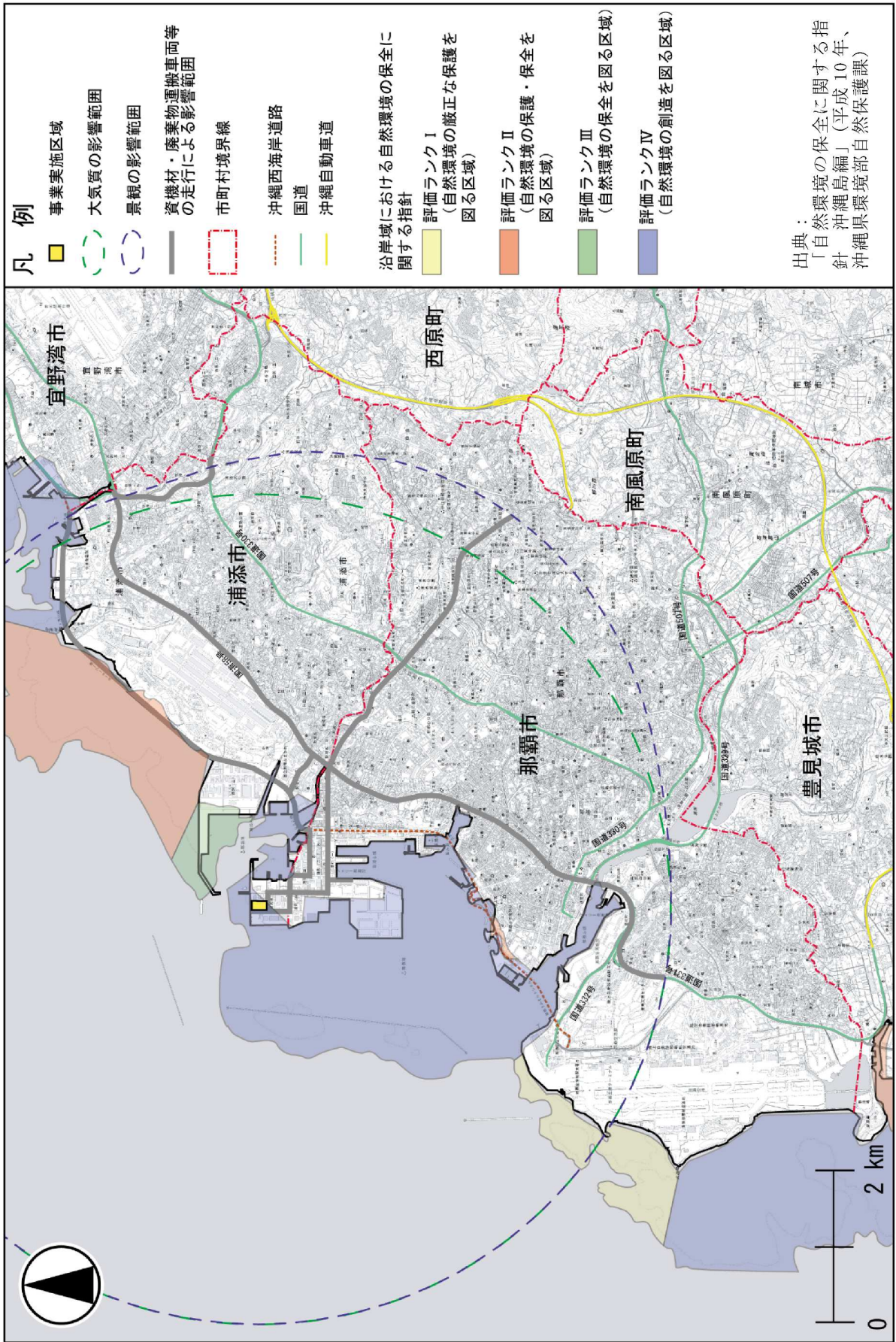


図 3.2.2-2 自然環境の保全に関する指針に基づく区域区分図(沿岸域)

(2) 各種事業の実施における環境配慮指針

沖縄県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価の手法を実施し、事業の実施に際して環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に一定の成果を挙げてきた。さらに、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が環境影響評価法の改正において導入され、沖縄県においても条例を平成 25 年 3 月に改正し計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行っている。また、一定規模以上の土地の造成を行う事業についても、事業の実施に際して適正な環境への配慮がなされるよう、平成 30 年 3 月に沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例が公布されている。(※「沖縄県環境影響評価条例」最終改正 令和元年 10 月沖縄県条例第 46 号)

「第 3 次沖縄県環境基本計画」(令和 5 年 3 月、沖縄県環境部環境政策課)では、各種事業の実施における環境配慮指針の中で、共通事項を定めているほか、個別事項を各事業別に掲載している(表 3.2.2-1 参照)。

表 3.2.2-1 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○施設の整備にあたっては、周辺の土地利用の状況との整合を図る。○廃棄物処理による大気汚染、水質汚濁、悪臭、土壌汚染等が生じないように、施設の適正な維持管理を徹底する。 |
|--|

出典：「第 3 次沖縄県環境基本計画」(令和 5 年 3 月、沖縄県環境部環境政策課)

(3) 浦添市環境基本条例(平成 23 年 6 月 29 日条例第 15 号)

本条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め推進することにより、現在及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的としている。

その中で、①水環境に関わる樹木の保全に必要な措置を講ずる、②開発事業等に係る計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう措置を講ずる、③公共下水道、廃棄物処理施設等の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進することとしている。

また、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることとしている。

(4) 第2期浦添市環境基本計画(令和2年3月、令和2年～令和8年までの7年間)

本計画は、第1期計画の期間満了に伴い、引き続き中長期的な計画を策定し、各種施策・事業等を推進し環境の保全を図る必要性から策定された。本計画の役割としては、望ましい環境像を定め、市民・市民団体・事業者・来訪者・市(行政)が協同して推進する具体的な施策及び行動指針を明らかにすることで、環境にやさしいまちづくりの実現を目的とする。

本計画の環境像と基本目標は以下のとおり設定されている。

望ましい環境像：豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添

基本目標：

①人と自然との共生

多様な自然環境を保全しつつ、さらに豊かにして将来世代へ引き継ぐために、人と自然が共生する都市をめざします。

②良好な生活環境の保全

市民が安心して健康的な暮らしができる地域の特色と調和した、環境にやさしい都市をめざします。

③循環型社会の構築

環境への負荷を最小限に抑えつつ、限りある資源を有効に利用する環境にやさしい循環型の都市をめざします。

④地球環境の保全

地球温暖化対策、生物多様性の保全など地球環境問題の解決に向け、地域から取り組む都市をめざします。

⑤協働・参画社会の構築

市域のすべての者が連携、協働して環境保全に取り組む都市をめざします。

また、各主体の役割として事業者の役割は、以下のように定められている。

「事業者は、事業活動から起こる環境負荷の低減に向け、公害の防止や積極的な環境活動を行う必要があります。」

(5) 浦添市景観まちづくり条例(平成19年6月25日条例第21号、最終改正 令和3年12月条例第42号)

本条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法(平成16年法律第110号)の施行に関し必要な事項を定めることにより、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する総合的なまちづくりの推進を図り、もって誇りと愛着の持てる「てだこの都市まち・浦添」の実現に寄与し、良好な景観の次代への継承に資することを目的としている。

条例で届出が必要と定める行為を表3.2.2-2に示す。

表 3. 2. 2-2 条例で届出が必要と定める行為

行為	種類及び規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが 5m を超えるもの又はその用途に供される土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	地形の外観の変更に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの。
土地の形質の変更	土地の面積が 500 m ² を超えるもの又は高さが 5m かつ長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

(6) 浦添市景観まちづくり計画(平成 20 年 3 月、令和 4 年 3 月改訂)

本景観計画は、行政と市民・企業・NPO などと一緒にあって、浦添の自然、歴史、文化等を活かし、地域の美しい風景を守り、育て、及び創造する協働の景観まちづくりを推進し、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与し、良好な景観の次代への継承に資することを目的としている。

また、本計画の改訂は、計画策定から 10 年以上が経過し、浦添市を取り巻く都市構造の変化や進捗、景観まちづくりに関する取組などを踏まえ、地域ごとの特色ある景観形成をより推進・保全していくことを目的としている。

本景観計画の理念と目標は以下のとおり設定されている。

景観まちづくりの理念： てだこ市民による ウラオソイ風景づくり

景観まちづくりの目標：

- ① てだこ市民が率先して取り組む協働の景観まちづくり
- ② てだこまちの緑と水辺と微地形を活かした景観まちづくり
- ③ てだこ市民の心を結ぶ歴史文化の薫る景観まちづくり
- ④ てだこまちの活力と国際性を活かした景観まちづくり

浦添市域内を土地利用や景観資源などの分布に基づき 7 地区の類型に分け、それぞれの 7 地区ごとに「類型別景観まちづくりの方針」が設定されている。対象事業実施区域は、「工業・流通地区」に指定されており、以下のような方針が挙げられる。

方針-1：企業が主体となった、緑豊かな工業・流通地区の景観を創出します。

方針-2：海や空からの視点にも配慮したウォーターフロントの景観を創出します。

方針-3：うるおいある工業・流通地区の通り景観を形成します。

(7) 浦添市都市計画マスタープラン(平成11年3月策定、平成25年1月再見直し)

本マスタープランは、長期的・総合的視点から、都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的としており、目指すべき都市の将来像を住民・事業者等と行政が共有し、まちづくりの目標と方針を明らかにすることで、住民の都市計画に対する理解と参加を促進する役割を担うとしている。

また、本マスタープランでは、以下に示す4つの将来像を明示し、その実現に向けて各施策を展開するものとしている。

まちづくりの目標： 太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市

都市の将来像： ①まちなみに優れ歴史の薫る文化都市
②緑・海・川など自然にあふれた環境調和都市
③活気にあふれた産業・交流都市
④安心安全で安らぎに満ちた快適安全都市

その中で、事業実施区域が位置する西地域の将来像は「豊かな海・川を活かし、産業と文化を発信するまち」としており、以下のような基本方針を挙げている。

- ① コースタルリゾート計画に基づき、マリーナ、緑地の整備、宿泊機能の充実を促進し、長期滞在型リゾートの拠点の形成を図る。
- ② 西海岸道路、臨港道路の整備促進を図る。
- ③ 小湾川の適正な管理及び川沿いにおける緑の創出を図るとともに、安全性に配慮したうえで、親水空間の確保を検討する。
- ④ 基幹バスシステム等の導入に向けた取組を促進するとともに、交通結節点の形成を促進する。
- ⑤ 安謝川の利活用を促進し、安全性に配慮したうえで、親水空間の確保を検討する。
- ⑥ 複合型都市機能施設としての整備を図るとともに、国立劇場おきなわと連携した土地利用及び交通機能の強化を図る。
- ⑦ レクリエーション空間として新港ふ頭小舟溜の活用について検討する。
- ⑧ 港湾、流通など、西海岸の産業拠点の強化を図るとともに、就業環境の充実と利便性の向上を図る。また、敷地内緑化や、街路樹による緑の保全・創出など良好な工業地の景観形成を図る。
- ⑨ 那覇港湾計画に基づき、浦添ふ頭の拡充を促進する。
- ⑩ 公共交通や自動車などの陸上交通及び海上交通を結ぶ複合型交流交通結節点の形成を図る。

(8) 第3期浦添市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成31年4月策定)

本計画は、第1期計画及び第2期計画の地球温暖化防止に向けた取組を引き継ぎ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に即して、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制並びに吸収作用の保全及びその強化のための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。

第3期浦添市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要を表3.2.2-3に示す。

表3.2.2-3 第3期浦添市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要

事務事業編	
計画期間	2019年度～2026年度の8年間 (計画の基準年度：2013年度)
計画対象ガス	温室効果ガス5種類 二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、 ハイドロフルオロカーボン(HFC)、六フッ化硫黄(SF ₆)
計画の対象範囲	市のすべての事務及び事業
排出削減目標 (温室効果ガス 総排出量)	目標(2026年度)：2013年度比17.8%削減
取組の内容	【設計・施工時の配慮】 ①裸地や構造物等への緑化、緑化の際は地元種を優先的に使用。周辺環境への配慮。 ②雨水利用や下水処理水の再利用の推進、雨水の地下浸透への配慮。 ③自然採光を工夫した設計。遮光・断熱等を取り入れた設計に努める。省エネルギー型機器・設備の導入、太陽光等の再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討する。 ④排気ガスや温室効果ガス、騒音等の発生が少ない工事を行う。省エネルギー、省資源工法の検討。合板型枠の効率的な利用、溶融スラブや建設副産物等の有効活用。 ⑤廃棄物の発生を抑制する工法、再生資源やリサイクルが可能な資材の利用などにより公共工事における廃棄物の減量化を推進する。

(9) 浦添市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(平成29年3月策定)

本計画は、浦添市域から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの抑制及び削減に向けて、市民、事業者、行政等が主体となり、協働で地球温暖化対策に取り組むことを目的としている。

浦添市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要を表3.2.2-4に示す。

表 3.2.2-4 浦添市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

区域施策編	
計画期間	2017年度～2026年度までの10年間 (計画の基準年度：2013年度)
計画対象ガス	温室効果ガス7種類 二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、 ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、 六フッ化硫黄(SF ₆)、三フッ化窒素(NF ₃)
計画の対象範囲	浦添市全域
排出削減目標 (温室効果ガス総排出量)	・短期目標(2021年度)：2013年度比4%削減 ・中期目標(2026年度)：2013年度比8%削減
取組の内容	【企業の取組】 ①省エネ型OA機器の利用(省エネ機器、環境に配慮したエコな製品の利用) ②事務所での省エネ行動(省エネ行動の実践、資料の電子化に努める、環境マネジメントシステムの導入) ③事業活動の省エネ化(4Rの実践、CSR活動への取組) ④建築物の省エネ化(緑化、断熱化、コージェネレーションシステムの導入) ⑤環境にやさしい交通利用(エコドライブの実践、エコカーの利用) ⑥従業員の環境活動の推進(従業員の環境学習、地域の清掃・緑化活動への参加)

(10)那覇市景観計画(平成23年5月、那覇市)

本景観計画は、景観法に基づく景観計画として、行政・市民・企業そしてNPOなどの団体がともに、那覇固有の歴史・文化・自然・人々の営みの反映としての快適で美しい景観を守り・育て・創出する、協働の景観づくり・まちづくりを推進し、『亜熱帯庭園都市』のさらなる実現に寄与するとともに、優れた景観を次代に受け継ぐことを目的としている。

本景観計画の理念と目標は以下のとおり設定されている。

景観づくりの理念： みんなで継承、みんなで作る「亜熱帯庭園都市」なはの景観

景観づくりの基本目標：

- ①固有の風土(亜熱帯固有の水・緑・微地形変化など)をいかした景観をつくる
- ②固有の歴史・文化(王都)を守り、いかす景観をつくる
- ③国際的な交流・交易、観光都市機能を持つ県都として風格のある景観をつくる
- ④地域の資源や生活文化などをいかした景観をつくる
- ⑤市民との協働による景観づくりの活動を広げる